

## 第3編 武力攻撃事態等への対処



## 第3編 武力攻撃事態等への対処

### 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

#### 1 基本的な考え方

県は、武力攻撃事態等において、国から県対策本部を設置すべき旨の通知を受けた場合は、県対策本部を設置し、国民保護措置を実施することとなる。しかし、国からの通知がある前に武力攻撃災害等の発生危険性が生じた場合や予兆なしに県内において多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊されるような事案の発生を把握した場合は、国の通知を待つことなく、県民の生命等を保護するための初動的な対応をとる必要がある。

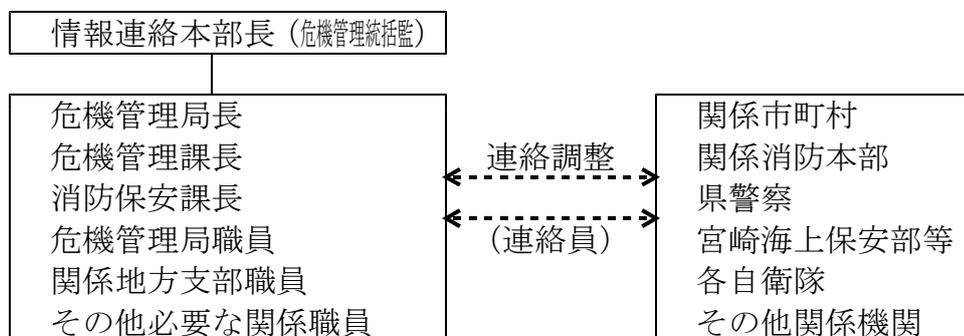
このようなことから、県は、県対策本部設置前の初動体制についてあらかじめ定め、関係機関からの情報収集を行うとともに、応急の被害への対処措置を行うこととする。

#### 2 情報連絡本部等の設置及び初動措置

##### (1) 情報連絡本部の設置

- ① 県は、次の場合において必要と認めるときは、速やかに情報連絡本部を設置し、情報の収集に努めるとともに、関係機関との連絡体制を整えるものとする。
  - ア 県内で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案の兆候が発見されたとき。
  - イ 他の都道府県で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生したとき。
  - ウ その他危機管理統括監が必要と認めるとき。
- ② 情報連絡本部は、危機管理統括監を本部長とし、危機管理局職員、関係地方支部職員その他危機管理統括監が必要と認める職員をもって構成する。  
危機管理統括監は、情報連絡本部を設置した場合は、必要に応じ、県警察、自衛隊その他関係機関に、連絡員の派遣を依頼するものとする。

##### 【情報連絡本部の構成等】



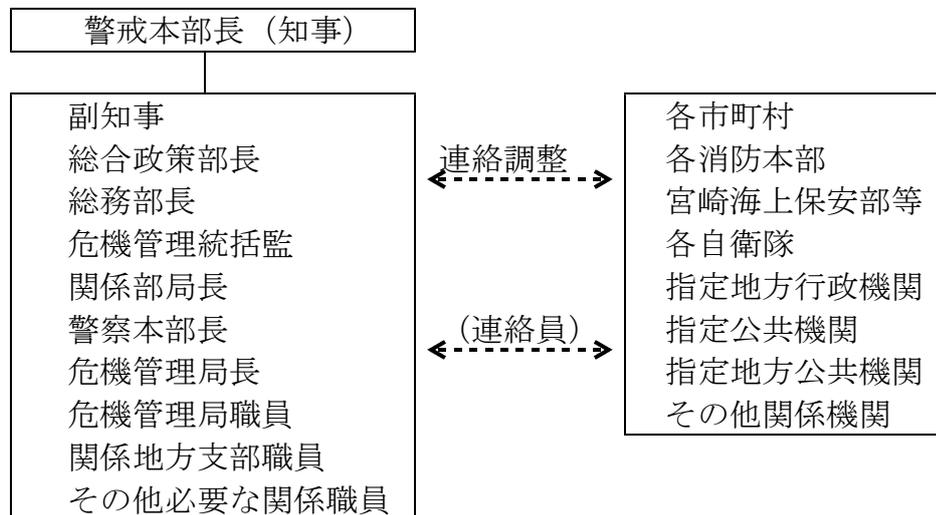
- ③ 情報連絡本部は、原則として、県防災庁舎3階の総合対策部室に設置する。
- ④ 県は、情報連絡本部を設置したときは、直ちに消防庁に連絡する。

## (2) 警戒本部の設置

- ① 県は、次の場合において必要と認めるときは、直ちに警戒本部を設置する。
  - ア 情報連絡本部での対応が困難と認めるとき。
  - イ 県内で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生したとき。
  - ウ 武力攻撃事態等の認定がなされたものの、県対策本部を設置すべき旨の通知がないとき。
  - エ その他知事が必要と認めるとき。
- ② 警戒本部は、知事を本部長とし、副知事、総合政策部長、総務部長、危機管理統括監、関係部局長、警察本部長、危機管理局長、危機管理局職員、関係地方支部職員その他知事が必要と認める職員をもって構成する。

知事は、警戒本部を設置した場合は、必要に応じ、自衛隊その他関係機関に、連絡員の派遣を依頼するものとする。

### 【警戒本部の構成等】

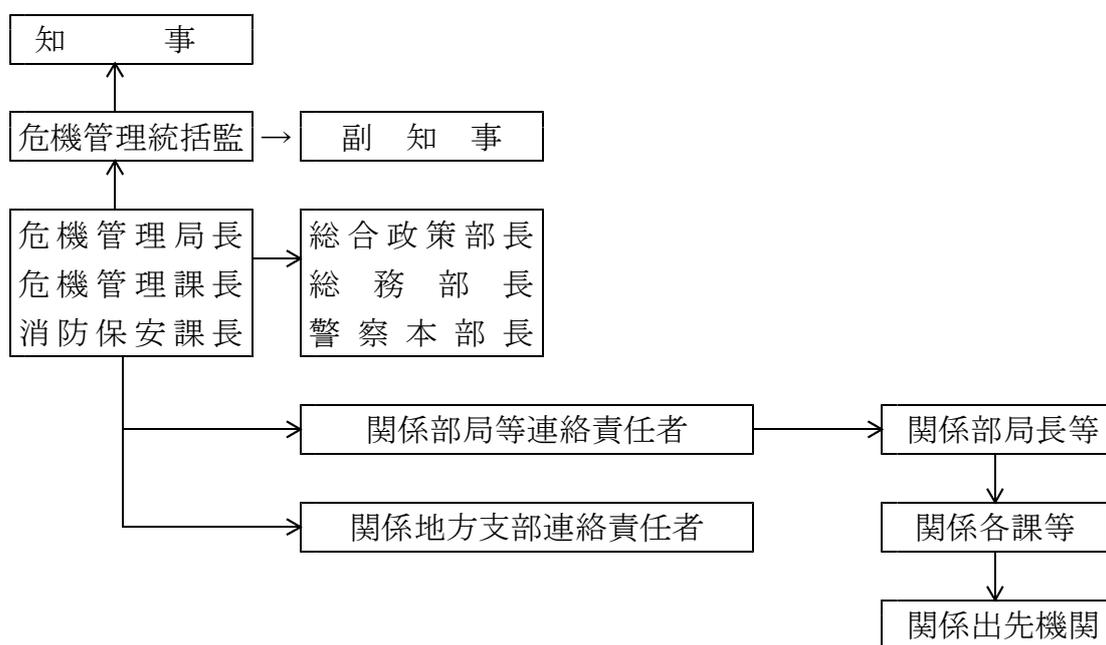


- ③ 警戒本部は、原則として、県防災庁舎3階の総合対策部室に設置する。
- ④ 県は、警戒本部を設置したときは、直ちに消防庁を經由（警察本部長においては、警察庁を經由）して国〔内閣官房〕に連絡する。
- ⑤ 警戒本部は、県警察、消防、宮崎海上保安部、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。
- ⑥ 県は、武力攻撃事態等の認定前においては、県警察、消防等が事態に応じて講じる警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）、消防法（昭和23年法律第186号）、災害対策基本法に基づく避難の指示や警戒区域の設定、救急救助等の応急措置について情報を収集分析し、関係機関と連携をとりながら被害の最小化を図るものとする。

- ⑦ 県は、武力攻撃事態等の認定がなされ、県対策本部が設置されるまでの間は、必要に応じ、国民保護措置を実施する。この場合において、知事は、国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認めるときは、消防庁を経由して、内閣総理大臣に対し、県対策本部を設置すべき県の指定を行うよう要請する。
- ⑧ 知事は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、国の関係機関や他の都道府県に対し支援を要請する。

### (3) 初動における伝達経路

警戒本部を設置した場合は、県職員は、原則として全員参集する（第2編第1章参照）。この場合の伝達経路は、次のとおりとする。



## 3 国民保護対策本部に移行する場合の調整

県は、情報連絡本部又は警戒本部を設置した後に、国から県対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合は、直ちに情報連絡本部又は警戒本部を廃止し、県対策本部を設置して、新たな体制に移行する。

なお、大規模な災害が発生した際、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、国から県対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合は、直ちに災害対策本部を廃止し、県対策本部を設置するものとする。

この場合、県対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

#### **4 市町村における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置**

(1) 市町村は、国からの通知がある前に武力攻撃災害等の発生の危険性が生じた場合や予兆なしに多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の武力攻撃事態等と同様の被害の発生を把握したような場合は、国の通知を待つことなく、市町村国民保護計画で定めるところにより、県に準じた初動的な対応をとるものとする。

(2) 市町村が「警戒本部」等を設置した後、国から市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合は、直ちに「警戒本部」等を廃止し、市町村対策本部を設置するものとする。

この場合において、市町村対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく措置が講じられている場合には、県に準じ必要な調整を行うものとする。

## 第2章 県対策本部の設置等

### 1 県対策本部の設置等

#### (1) 設置及び廃止

知事は、国から県対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けた場合は、直ちに県対策本部を設置し、指定の解除の通知を受けた場合は、県対策本部を廃止する。

#### (2) 設置の要請

知事は、県対策本部を設置すべき県の指定が行われていない場合において、国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認めるときは、消防庁を経由して内閣総理大臣に対し、県対策本部を設置すべき県の指定を行うよう要請する。

県内の市町村長から、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請があった場合も、同様とする。

#### (3) 設置場所

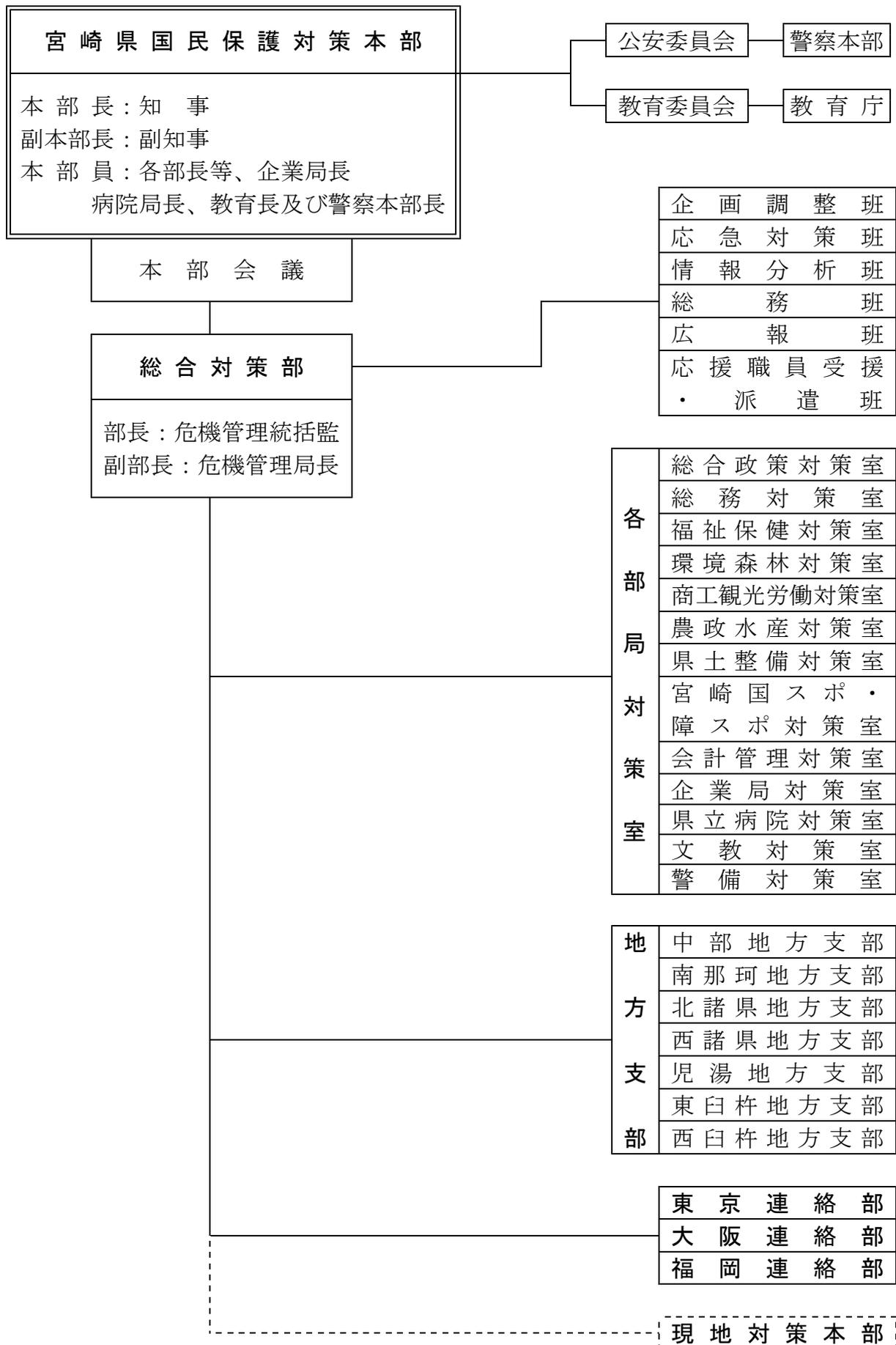
- ① 県対策本部は、原則として県防災庁舎3階の総合対策部室に設置する。
- ② 県庁舎の被災等により県対策本部を総合対策部室に設置できないときは、次に掲げる場所に県対策本部を設置する。なお、事態時の状況に応じ、その順位を変更することを妨げるものではない。
  - 〔第1順位〕 県庁講堂
  - 〔第2順位〕 県企業局庁舎県電ホール
  - 〔第3順位〕 県消防学校
- ③ 県の区域を越える避難等により、県外に県対策本部を設置する必要があるときは、避難先地域を管轄する知事と県対策本部の設置場所について協議を行う。

### 2 県対策本部の組織及び事務分掌等

#### (1) 県対策本部の組織等

県対策本部の組織は、次のとおりとする。ただし、県対策本部長は、武力攻撃災害等の発生状況等を勘案し、これと異なる組織体制をとることができる。

【県対策本部組織図】



## (2) 本部長等

### ① 県対策本部長の職務

県対策本部長は、対策本部の事務を総括する。

### ② 県対策本部長の権限

県対策本部長は、国民保護措置を総合的に推進するため、国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

#### ア 国民保護措置に関する総合調整

県対策本部長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うことができる。

また、市町村対策本部長から総合調整の実施を要請された場合において、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行うことができる。

この場合において、県対策本部長が行う総合調整は、国民保護法の規定に基づき必要な範囲内で行うものとし、市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性及び自立性に配慮するものとする。

#### イ 国の対策本部長に対する総合調整の要請

県対策本部長は、特に必要があると認めるときは、国の対策本部長に対して、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請することができる。

この場合において、県対策本部長は、消防庁を窓口として要請を行うこととし、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにするものとする。

#### ウ 職員の派遣の求め

県対策本部長は、国民保護措置の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。また、防衛大臣に対して、その指定する職員を県対策本部会議へ出席するよう求めることができる。

#### エ 情報の提供の求め

県対策本部長は、国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、国の対策本部長（内閣総理大臣）に対し、必要な情報の提供を求めることができる。

この場合において、県対策本部長は、消防庁を窓口として情報の提供を求めるものとする。

オ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

県対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

カ 県警察及び県教育委員会に対する措置の実施の求め

県対策本部長は、県警察及び県教育委員会に対し、県の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

この場合において、県対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行うものとする。

③ 県対策本部副本部長

県対策本部の副本部長は、副知事をもって充てる。

④ 県対策本部員

県対策本部の本部員は、各部長等（各部長、危機管理統括監及び会計管理者をいう。以下同じ。）、企業局長、病院局長、教育長及び警察本部長をもって充て、本部の事務に従事する。

⑤ 県対策本部長の代替職員

県対策本部長が交通の途絶、被災等により県対策本部に参集できないときの代替職員の順序は、知事の職務代理に関する規則（昭和30年11月28日規則第73号）に定めるところによる。

また、本部員が参集できない場合の代替職員については、各本部員があらかじめ定めることとする。

**(3) 県対策本部会議**

県対策本部長は、必要に応じ、本部の会議を招集し、情報の収集分析、対応策の検討等を行う。

なお、県対策本部長は、自衛隊や指定地方行政機関の職員等を会議に出席させたときは、当該出席者に意見を求めることができる。

**(4) 総合対策部**

① 県対策本部に総合対策部を置き、国民保護措置の総合的な実施、調整等に当たる。

② 総合対策部に部長を置き、危機管理統括監をもって充てる。

部長は、本部長の命を受けて、部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

③ 総合対策部に副部長を置き、危機管理局長をもって充てる。

副部長は、部長を補佐する。

④ 総合対策部に次の班を置き、その主な事務分掌は次のとおりとする。

班名	分掌事務
企画調整班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合対策部の総合調整に関する事。</li> <li>2 総合対策部の運営に関する事。</li> <li>3 国民保護本部会議の準備及び実施に関する事。</li> <li>4 政府と連絡調整に関する事。</li> <li>5 各部局対策室との連絡調整に関する事。</li> <li>6 視察等の連絡調整に関する事。</li> <li>7 通信インフラの状況把握に必要な通信の確保に関する事。</li> <li>8 市町村との通信確保に関する事。</li> <li>9 災害対策用オペレーションシステムの管理運用に関する事。</li> <li>10 通信機器の管理及び運用に関する事。</li> <li>11 ドローン等による現地撮影に関する事。</li> </ol>
応急対策班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ヘリの運用調整に関する事。</li> <li>2 空域の指定に係る調整に関する事。</li> <li>3 救助関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>4 消防応援活動調整本部の運営に関する事。</li> <li>5 自衛隊派遣要請の調整に関する事。</li> <li>6 後方支援拠点の運用調整に関する事。</li> <li>7 保健医療福祉調整本部との連絡調整に関する事。</li> <li>8 DMA T調整本部との連絡調整に関する事。</li> <li>9 指定避難所等に関する事。</li> <li>10 2次避難に関する事。</li> <li>11 部局対策室が所掌しない被災者及び避難者等への救援に関する事。</li> <li>12 物資の調達・提供及び搬送拠点との調整に関する事。</li> <li>13 燃料の調達に関する事。</li> <li>14 義援物資の受入れに関する事。</li> </ol>
情報分析班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 武力攻撃事態等に関する情報の収集及び分析に関する事。</li> <li>2 国民保護措置の立案に関する事。</li> <li>3 広域避難に係る初期調整に関する事。</li> <li>4 国民保護対策本部等の撤収に関する事。</li> <li>5 市町村及び地方支部との連絡調整に関する事。</li> <li>6 市町村へのリエゾン派遣調整に関する事。</li> <li>7 被災者等の氏名公表に係る調整に関する事。</li> <li>8 警報の伝達及び緊急通報に関する事。</li> <li>9 安否情報の収集提供等に関する事。</li> </ol>

	10 避難の指示に関すること。
総務班	1 関係機関リエゾンとの連絡調整に関すること。 2 車両通行に係る事務に関すること。 3 国民保護対策本部の設営及び運営支援に関すること。 4 国民保護措置用資機材の確保・管理に関すること。 5 総合対策部要員の給食に関すること。 6 市町村に派遣するリエゾンの宿舎等確保に関すること。 7 国民保護措置に係る文書・図画等の整理に関すること。
広報班	1 国民保護措置に関する広報に関すること。 2 知事等記者会見に関すること。 3 被害状況等問い合わせ対応に関すること。 4 被災者相談窓口に関すること。(部局対策室対応は除く)
応援職員受援・派遣班	1 応援職員に係るBCP推進会議事務局等からの情報収集、調整等に関すること。 2 応援職員に係る県内の市町村、市長会、町村会との調整に関すること。 3 応援職員に係る九州地方知事会(現地応援事務所含む)、全国知事会との調整に関すること。 4 応援職員の調整、派遣等に関すること。 5 応援職員の交通手段、宿泊場所の確保に関すること。

⑤ 総合対策部各班に班長及び班員を置く。

班長及び班員は、宮崎県災害対策本部総合対策部の班長及び班員の配置状況等を踏まえて、あらかじめ危機管理統括監が指名する。ただし、武力攻撃災害の状況等によって、危機管理統括監が必要と認める場合は、各部局と協議して、その都度班員の指名を行うものとする。

**(5) 各部局対策室**

① 総合対策部の下に各部等の業務内容を基本に国民保護措置を実施する各部局対策室を置き、各室長は、各部長等をもって充てる。

② 各部局対策室に各課(室)等ごとに班を置き、各班長は、各課(室)等の長をもって充てる。

③ 各部局対策室各班の事務分掌は、次のとおりとする。

なお、各班は、相互に連携・協力するとともに、この事務分掌にかかわらず、県対策本部長が特に命ずる事務を処理するものとする。

室名	班名	分 掌 事 務
総合政策対策室	総合政策班	1 総合政策対策室内の連絡調整に関する事 2 総合対策部との連絡調整に関する事 3 政府、国会等への陳情等の総括に関する事 4 東京連絡部、県外事務所連絡部との連絡に関する事。
	広域連携推進班	1 知事会に関する事。 2 他都道府県との広域的連携に関する事。
	秘書広報班	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事 2 政府、国会等の災害視察に関する事。 3 現地視察及び激励の企画及び実施に関する事。 4 総合対策部総務班の支援に関する事。
	統計調査班	1 総合対策部及び他班への応援に関する事。
	総合交通班	1 交通関係施設の被害調査に関する事
	中山間・地域政策班	1 土地利用対策の総合調整に関する事。
	産業政策班	1 総合対策部及び他班への応援に関する事。
	デジタル推進班	1 県庁LANの復旧に関する事。 2 各所属のコンピューターの被害状況の把握に関する事。 3 情報関連施設の被害状況の把握に関する事。
	生活・協働・男女参画班	1 ボランティアの対応及び調整に関する事。 2 ボランティア関係機関との連絡及び調整に関する事。 3 消費者行政対策及び物価行政対策の総合調整に関する事。
	みやざき文化振興班	1 私立学校の災害対策及び被害調査に関する事。
	人権同和対策班	1 総合対策部及び他班への応援に関する事。
	総務対策室	総務班
人事班		1 総合対策部要員確保の支援に関する事。 2 職員の災害補償に関する事。 3 国及び他の都道府県の職員の派遣応援に関する事。
財政班		1 国民保護措置の予算及び資金に関する事。

	財産総合管理班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県有施設の被害調査及び被害報告に関すること。</li> <li>2 国民保護対策本部の運営に必要な施設の調整に関すること。</li> <li>3 災害対策本部室の整備及び設営に関すること。</li> <li>4 庁舎等の電気設備の機能維持及び回復に関すること。</li> <li>5 庁舎等の電話設備の機能維持又は回復に関すること。</li> <li>6 庁舎放送施設の機能維持又は回復に関すること。</li> <li>7 庁舎等の災害対策(被害箇所の応急対策を含む。)に関すること。</li> </ol>
	営繕班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 施工中の建築物の災害対策及び被害調査に関すること。</li> <li>2 財産総合管理班の支援に関すること。</li> </ol>
	税務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者に対する租税の徴収猶予及び減免に関すること。</li> </ol>
	市町村班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 り災市町村の行財政指導に関すること。</li> </ol>
	総務事務センター班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合対策部及び他班への応援に関すること。</li> </ol>
福祉保健対策室	福祉保健班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 福祉保健対策室内の連絡調整に関すること。</li> <li>2 総合対策部との連絡調整に関すること。</li> <li>3 義援金品、見舞金等の配分に関すること。</li> <li>4 社会福祉施設(長寿介護班、障がい福祉班、健康増進班及びこども対策班の分掌事務に属するものを除く。)の災害対策及び被害調査に関すること。</li> </ol>
	指導監査・援護班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合対策部及び他班への応援に関すること。</li> </ol>
	医療政策班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療保険関係事務の総括に関すること。</li> <li>2 災害時の医療及び助産に関すること。</li> <li>3 医療施設の災害対策及び被害調査に関すること。</li> </ol>
	国民健康保険班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療保険給付についての指導に関すること。</li> <li>2 国民健康保険直営診療施設の災害対策及び被害調査に関すること。</li> </ol>
	長寿介護班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 老人福祉施設及び老人保健施設の災害対策及び被害調査に関すること。</li> </ol>
	障がい福祉班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 障がい者施設等の災害対策及び被害調査に関すること。</li> </ol>
	衛生管理班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時の食品衛生に関すること。</li> <li>2 環境衛生施設の災害対策及び被害調査に関すること。</li> </ol>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>3 水道の災害対策及び被害調査に関すること。</li> <li>4 と畜場及び食鳥処理場の被害調査に関すること。</li> <li>5 被災動物等の災害対策及び被害調査に関すること。</li> <li>6 県有施設の被害調査に関すること。</li> </ul>
	健康増進班	1 災害時の防疫（他班の事務分掌に属するものを除く。）に関すること。
	薬務感染症対策班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害時の医薬品供給に関すること。</li> <li>2 毒劇物の災害対策に関すること。</li> <li>3 災害時の感染症対策に関すること。</li> </ul>
	こども政策班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 児童、母子、婦人等福祉施設の災害対策及び被害調査に関すること。</li> <li>2 保育所、幼稚園及び認定こども園の災害対策及び被害調査に関すること。</li> <li>3 子どもの被災状況の把握及び避難に関すること。</li> <li>4 被災した子どもの応急の教育に関すること。</li> </ul>
環境森林対策室	環境森林班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 環境森林対策室内の連絡調整に関すること。</li> <li>2 総合対策部との連絡調整に関すること。</li> </ul>
	環境管理班	3 環境汚染の調査及び対策に関すること。
	循環社会推進班	1 災害時の廃棄物対策に関すること。
	自然環境班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 自然公園施設等の災害対策及び被害調査に関すること</li> <li>2 林地及び治山施設の災害対策及び被害調査に関すること。</li> </ul>
	森林経営班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 林道の災害対策及び被害調査に関すること。</li> <li>2 造林及び種苗の災害対策及び被害調査に関すること。</li> <li>3 県有林の災害対策及び被害調査に関すること。</li> <li>4 災害用県有林の払下げに関すること。</li> </ul>
	山村・木材振興班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 被害林業者等に対する災害融資に関すること。</li> <li>2 災害対策用国有林材の払下げに関すること。</li> <li>3 災害対策用原木及び製材品の確保に関すること。</li> <li>4 木材加工施設の被害状況把握及び対策に関すること。</li> <li>5 林業構造改善施設の被害状況把握及び対策に関すること。</li> <li>6 木質バイオマス発電関係施設の被害状況把握及び対策に関すること。</li> <li>7 特用林産施設の被害状況把握及び対策に関する</li> </ul>

		こと。
	工事検査班	1 総合対策部及び他班への応援に関すること。
商工観光労働対策室	商工政策班	1 商工観光労働対策室内の連絡調整に関すること。 2 総合対策部との連絡調整に関すること。 3 国民保護措置に関する物資の入手及びあっせんに関すること。 4 被害事業者の金融及び経営診断に関すること。 5 県内事業者（商業関連。ただし、誘致企業を除く。）の災害対策及び被害調査に関すること。
	企業振興班	1 県内事業者（工業及び情報産業関連。ただし、誘致企業を除く。）の災害対策及び被害調査に関すること。
	雇用労働政策班	1 災害勤労者の生活資金及び住宅資金に関すること。
	企業立地推進班	1 県内事業者（誘致企業）の災害対策及び被害調査に関すること。
	観光経済交流班	1 観光施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 県内事業者（物産関連。ただし、誘致企業を除く。）の災害対策及び被害調査に関すること。 3 在日外国公館との連絡調整に関すること。 4 外国人の救援及び救護の総合調整に関すること。
農政水産対策室	農政企画班	1 農政水産対策室内の連絡調整に関すること。 2 総合対策部との連絡調整に関すること。 3 農業共同利用施設の災害対策及び被害調査に関すること。 4 災害時における農産物（食料）の流通対策の総合調整に関すること。
	農業流通ブランド班	1 総合対策部及び他班への応援に関すること。
	農業普及技術班	1 被害農家の災害融資に関すること。 2 被害農家の営農指導に関すること。 3 農作物の災害対策及び被害調査に関すること。
	農産園芸班	1 農産物（食料）の供給に関すること。
	畜産班	1 家畜、畜産施設及び飼料作物の災害対策及び被害調査に関すること。
	農村計画班	1 総合対策部及び他班への応援に関すること。
	農村整備班	1 農地及び農業用施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 補助農業用共同利用の災害対策及び被害調査に関すること。
	農業担い手推進班	1 総合対策部及び他班への応援に関すること。

	水産政策班	1 県有施設の水産施設、水産物等の災害対策及び被害調査に関すること。
	漁業管理班	1 漁港の災害対策及び被害調査に関すること。 2 漁業用施設及び共同利用施設の災害対策及び被害調査に関すること。
	工事検査班	1 総合対策部及び他班への応援に関すること。
県土整備対策室	管理班	1 県土整備対策室内の連絡調整に関すること。 2 総合対策部との連絡調整に関すること。
	用地対策班	1 総合対策部及び他班への応援に関すること。
	技術企画班	1 総合対策部及び他班への応援に関すること。
	道路建設班	1 総合対策部及び他班への応援に関すること。
	道路保全班	1 道路の災害対策及び被害調査に関すること。 2 道路の交通規制に関すること。 3 道路啓開に関すること。
	河川班	1 河川、ダム及び国土交通省所管の海岸保全施設（港湾班に属するものを除く。）の災害対策及び被害調査に関すること。 2 公共土木施設関係の被害調査に関すること。
	砂防班	1 砂防、地すべり及び急傾斜地の災害対策及び被害調査に関すること。
	港湾班	1 港湾及び国土交通省所管の海岸保全施設（河川班に属するものを除く。）の災害対策及び被害調査に関すること。
	都市計画班	1 都市施設の災害対策及び被害調査に関すること。
	建築住宅班	1 建築物の災害対策及び被害調査に関すること。 2 被害住宅復興資金に関すること。 3 応急仮設住宅の提供に関すること。
	高速道対策班	1 総合対策部及び他班への応援に関すること。
	工事検査班	1 総合対策部及び他班への応援に関すること。
	盛土対策班	1 総合対策部及び他班への応援に関すること。
	宮崎国スポ・障スポ対策室	総務企画班
協議・式典班		1 総合対策部及び他班への応援に関すること。
施設調整班		1 総合対策部及び他班への応援に関すること。
競技力向上推進班		1 総合対策部及び他班への応援に関すること。
会計管理対策室	会計班	1 会計対策室内の連絡調整に関すること。 2 総合対策部との連絡調整に関すること。 3 義援金品、見舞金等の受付、保管及び整備に関すること。
	物品管理調達班	1 国民保護措置用装備・資機材の確保及び管理に関すること。
企業局対策	企業局総務班	1 企業局対策室内の連絡調整に関すること。

室		<ul style="list-style-type: none"> <li>2 総合対策部との連絡調整に関すること。</li> <li>3 企業局庁舎等の災害対策及び被害調査に関すること。</li> </ul>
	工務管理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 県営電力施設(他班の主管に属するものを除く。)の災害対策及び被害調査に関すること。</li> <li>2 県営工業用水道施設の災害対策及び被害調査に関すること。</li> <li>3 建設事業施設の災害対策及び被害調査に関すること。</li> </ul>
	施設保全班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 県営電力施設(送配電設備、通信・制御設備)の災害対策及び被害調査に関すること。</li> <li>2 一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の災害対策及び被害調査に関すること。</li> </ul>
	発電設備班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 県営電力施設(発電所施設)の災害対策及び被害調査に関すること。</li> </ul>
	総合制御班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 県営電力施設の災害情報の収集に関すること。</li> <li>2 県営電力施設(通信・制御施設に限る。)の災害対策及び被害調査に関すること。</li> </ul>
県立病院対策室	経営管理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 県立病院の災害対策及び被害調査に関すること。</li> </ul>
文教対策室	教育政策班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 文教対策室内の連絡調整に関すること。</li> <li>2 総合対策部との連絡調整に関すること。</li> <li>3 災害関係職員の動員及び職員の派遣に関すること。</li> </ul>
	財務福利班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 教育施設の災害対策及び被害調査に関すること。</li> <li>2 教職員住宅の災害対策及び被害調査に関すること。</li> </ul>
	高校教育班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 高校教育に関する生徒の被災状況の把握及び避難に関すること。</li> <li>2 被災した高校教育に関する生徒の応急の教育に関すること。</li> </ul>
	義務教育班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 義務教育に関する生徒の被災状況の把握及び避難に関すること。</li> <li>2 被災した義務教育に関する児童及び生徒の応急の教育に関すること。</li> <li>3 小・中学校の教科書、教材及び学用品の災害対策及び被害調査に関すること。</li> </ul>
	特別支援教育班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 特別支援教育に関する児童及び生徒の被災状況の把握及び避難に関すること。</li> <li>2 被災した特別支援教育に関する児童及び生徒の応急の教育に関すること。</li> <li>3 小・中学部の教科書、教材及び学用品の災害対策及び被害調査に関すること。</li> </ul>
	教職員班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 学校職員に係る災害関係職員の動員及び職員の</li> </ul>

		派遣に関すること。 2 学校職員の災害補償に関すること。
生涯学習班		1 社会教育施設の災害対策及び被害調査に関する こと。 2 災害活動に協力する婦人会、青年団体等の連絡 調整に関すること。
スポーツ振興 班		1 災害時の保健体育及び野外活動に関すること。 2 保健体育施設設備の災害対策及び被害調査に関 すること。 3 災害時の学校給食に関すること。
文化財班		1 文化財の災害対策及び被害調査に関すること。
人権同和教育 班		1 総合対策部及び他班への応援に関すること。
警備対策室	警備班	1 警備対策室内の連絡調整に関すること。 2 総合対策部との連絡調整に関すること。 3 災害警備活動に関すること。
	警務班	1 災害警備活動の支援に関すること。
	交通班	1 交通の確保及び交通災害情報に関すること。 2 交通規制に関すること。 3 緊急通行車両に関すること。
	刑事班	1 犯罪捜査に関すること。 2 死体の検視に関すること。
	生活安全班	1 地域安全対策に関すること。 2 保安対策に関すること。
	通信班	1 警察通信の維持管理に関すること。 2 災害通信に関すること。

- ④ 各部局対策室の班員が不足する場合は、各室長がその対策室内での班員の配置調整を行う。対策室内での配置調整を行っても、班員が不足する場合は、危機管理統括監が県対策本部全体で班員の配置調整を行うものとする。

## (6) 地方支部

- ① 地方における国民保護措置の実施の推進を図るため、県対策本部に地方支部を置く。
- ② 地方支部は、その所管区域に所在する県出先機関をもって組織する。
- ③ 地方支部に支部長を置き、西臼杵支庁長、各農林振興局長をもって充てる。
- ④ 地方支部の名称、設置場所及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	設 置 場 所	管 轄 区 域
-----	---------	---------

中部地方支部	宮崎市 中部農林振興局内	宮崎市及び東諸県郡
南那珂地方支部	日南市 南那珂農林振興局内	日南市及び串間市
北諸県地方支部	都城市 北諸県農林振興局内	都城市及び北諸県郡
西諸県地方支部	小林市 西諸県農林振興局内	小林市、えびの市及び西諸県郡
児湯地方支部	高鍋町 児湯農林振興局内	西都市及び児湯郡
東臼杵地方支部	延岡市 東臼杵農林振興局内	延岡市、日向市及び東臼杵郡
西臼杵地方支部	高千穂町 西臼杵支庁内	西臼杵郡

## (7) 県外事務所連絡部

### ① 東京連絡部

県対策本部長は、県対策本部を設置したときは、東京事務所に東京連絡部を設置する。

東京連絡部に東京連絡部長を置き、東京事務所長をもって充てる。

東京連絡部は、県対策本部長の命を受け、国の対策本部、国会その他の関係機関との情報連絡及び県内出身者等からの安否情報の確認や被害状況の問い合わせ等に係る対応を行う。

### ② 大阪連絡部

県対策本部長は、必要に応じて、大阪事務所に大阪連絡部を設置する。

大阪連絡部に大阪連絡部長を置き、大阪事務所長をもって充てる。

大阪連絡部は、県対策本部長の命を受け、県内出身者からの安否情報の確認や被害状況の問い合わせ等に係る対応を行う。

### ③ 福岡連絡部

県対策本部長は、必要に応じて、福岡事務所に福岡連絡部を設置する。

福岡連絡部に福岡連絡部長を置き、福岡事務所長をもって充てる。

福岡連絡部は、県対策本部長の命を受け、県内出身者からの安否情報の確認や被害状況の問い合わせ等に係る対応を行う。

## (8) 県現地対策本部等

① 知事は、避難住民の数が多き地域等において、市町村対策本部や指定地方公共機関等との連絡調整等をきめ細かく行う必要がある場合等、県対策本部の事務の一部を現地で行う必要があると認めるときは、県現地対策本部を設置する。

② 県現地対策本部長及び県現地対策本部員は、県対策本部副本部長、県対策本部員その他の職員のうちから県対策本部長が指名する。

③ 県現地対策本部が設置された場合は、関係地方支部は、県現地対策本部長の指揮のもと国民保護措置を行うものとする。

- ④ 知事は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（市町村、消防機関、県警察、宮崎海上保安部等、各自衛隊、医療機関等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置（市町村等により現地調整所が設置されている場合は、職員を派遣）し、現地関係機関の間の情報共有及び活動調整を行う。

### (9) 県警察本部及び県教育庁における業務

県警察本部及び県教育庁は、県対策本部と連携し、次の事務を処理するものとする。

組 織 名		事 務
県 警 察 本 部		① 警報の伝達に関すること ② 避難住民の誘導に関すること ③ 被災情報の収集及び伝達に関すること ④ 警戒区域の設定に関すること ⑤ 生活関連等施設に係る立入制限区域の指定及び安全確保の支援に関すること ⑥ 武力攻撃災害への対処に関すること ⑦ 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること ⑧ 行方不明者の調査に関すること ⑨ 不法事案等の予防及び取締りに関すること ⑩ 被災地、避難場所、生活関連等施設等の警戒に関すること ⑪ 交通規制に関すること ⑫ 特殊標章等の交付又は使用の許可に関すること ⑬ 国民保護措置に必要な装備、資機材等の整備に関すること
県 教 育 庁	教育政策課	① 県教育庁内の連絡調整に関すること ② 県対策本部総合対策部との連絡調整に関すること ③ 関係職員の動員及び職員の派遣に関すること
	財務福利課	① 学校施設の災害対策及び被害調査に関すること
	高校教育課	① 高校教育に関する生徒の避難に関すること ② 被災した高校教育に関する生徒の教育に関すること
	義務教育課	① 義務教育に関する生徒の避難に関すること ② 被災した義務教育に関する児童及び生徒の教育に関すること ③ 小中学校の教科書、教材及び学用品の災害対策及び被害調査に関すること
	特別支援教育課	① 県教育庁各課の支援に関すること

教職員課	① 学校職員の動員及び職員の派遣に関すること ② 学校職員の災害補償に関すること
生涯学習課	① 社会教育施設の災害対策及び被害調査に関すること ② 婦人会・青年団体等との連絡調整に関すること
スポーツ振興課	① 保健体育施設の災害対策及び被害調査に関すること ② 学校給食に関すること
文化財課	① 文化財の災害対策及び被害調査に関すること
人権同和教育課	① 県教育庁各課の支援に関すること

### 3 県対策本部の運営

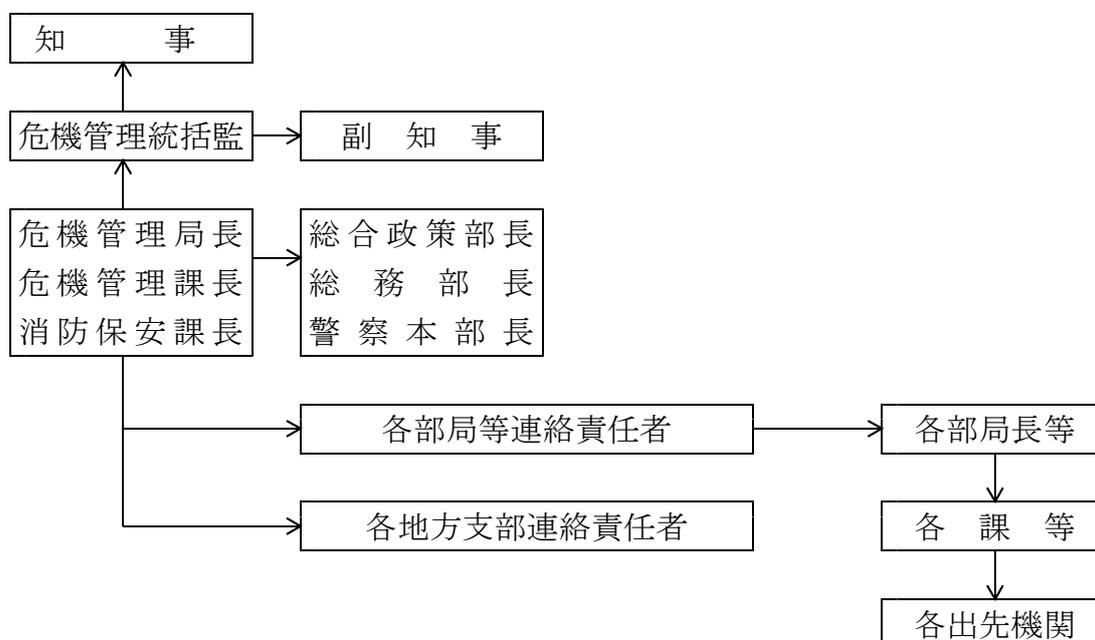
#### (1) 県職員のサービスの原則

県職員は、県対策本部が設置された場合は、県対策本部長の命に従い、他のすべての事務に優先して、国民保護措置を実施するものとする。

この場合において、県対策本部長は、国民保護措置に従事する職員の安全の確保に十分に配慮するものとする。

#### (2) 県対策本部設置の伝達経路等

県対策本部を設置した場合は、県職員は、全員参集することとなる（第2編第1章参照）。この場合の伝達経路は、次のとおりとする。



#### (3) 職員参集時の留意事項

職員は、県対策本部に参集するときは、途中における被害状況を確認し、各班長に報告するものとする。

また、参集途中に重大な被害が生じているのを認めたときは、各自の判断で住

民の救出等を優先し、その状況等について班に連絡するよう努めるものとする。

#### (4) 交代要員等の確保

県は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

### 4 通信の確保

県は、県対策本部を設置したときは、県地域防災計画に準じ、情報通信手段の確保を図るものとする。

#### (1) 情報通信手段の確保

県は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L GWAN（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

#### (2) 情報通信手段の機能確認

県は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

#### (3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

県は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

### 5 市町村対策本部の設置等

市町村は、災害対策本部における体制を参考にしつつ、市町村対策本部の組織等について、あらかじめ市町村国民保護計画に定めておくものとする。

また、市町村は、県における通信の確保に準じ、通信の確保を行うものとする。

## 第3章 関係機関相互の連携

### 1 国の対策本部との連携

県は、原則として、消防庁を通じ、各種の調整や情報共有等を行うことなどにより、国の対策本部と密接な連携を図る。

また、国の現地対策本部が設置された場合は、必要に応じ、武力攻撃事態等合同対策協議会を通して、国民保護措置に関する情報の交換等を実施するとともに、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

### 2 指定行政機関の長等への措置要請

#### (1) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、県は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

#### (2) 市町村からの措置要請の求め

県は、市町村から、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、国民保護措置の実施に関する要請を行うよう求められたときは、その趣旨を勘案して、必要な要請を行うなど適切な措置を講ずる。

### 3 自衛隊の部隊等の派遣要請等

- ① 知事は、国民保護措置（治安の維持に係るものを除く。）を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。  
（国民保護等派遣）

要請を行う場合は、次の事項を明らかにした文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電話その他の通信手段により行うものとする。

ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

#### 【想定される自衛隊の国民保護措置の内容】

- ① 避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）  
② 避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）

- ③ 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）
- ④ 武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

エ その他参考となるべき事項

- ② 知事は、市町村長から自衛隊の部隊等の派遣要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、防衛大臣に対し、部隊等の派遣を要請する。
- ③ 知事は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、自衛隊法（昭和29年法律第165号）の規定に基づき防衛出動又は治安出動をしている部隊とも、県対策本部の連絡員等を通じて緊密な意思疎通を図る。

#### 4 他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託

##### (1) 都道府県間の応援

- ① 県は、国民保護措置を実施するため必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の都道府県に対して応援を求める。

この場合において、応援を求める都道府県との間であらかじめ相互応援協定等が締結されているときは、応援を求める際の活動の調整や手続については、当該相互応援協定等に基づき行う。

- ② 県が他の都道府県に対し応援を求めた場合及び求めに応じ応援を実施する場合は、国の対策本部における適切な措置の実施（関係行政機関による措置の実施、総合調整や応援の指示等）に資するため、その内容について消防庁を通じて国の対策本部に報告するものとする。

ただし、県公安委員会が、警察法（昭和29年法律第162号）第60条の規定に基づき警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を警察庁に連絡するものとする。

##### (2) 事務の一部の委託

- ① 県は、国民保護措置の実施のため、事務又は事務の一部を他の都道府県に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、次の事項を明らかにして委託を行う。

委託事務を変更し、又は廃止する場合も同様とする。

ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

イ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

- ② 県は、他の都道府県に対する事務の委託又はその変更若しくは廃止を行った場合は、上記事項を公示し、消防庁を通じて総務大臣に届け出るとともに、その旨を速やかに県議会に報告するものとする。

#### **5 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請**

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、県は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにするものとする。

#### **6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請**

- (1) 県は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関、指定地方行政機関又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人及び郵便事業を行う者をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、国民保護措置の実施のため特に必要があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

- (2) 職員の派遣要請等は、次の事項を記載した文書により行うものとする。

- ① 派遣を要する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣について必要な事項

- (3) 県は、職員の派遣要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、総務大臣に対し、派遣のあつせんを求めるものとする。

- (4) 県の委員会及び委員は、指定行政機関等に職員の派遣を要請し、又は総務大臣に職員の派遣要請に関するあつせんを求めようとするときは、あらかじめ、知事に協議するものとする。

- (5) 県は、市町村から国民保護措置を実施するために必要な職員の派遣の要請があつたときは、その必要性等を総合的に勘案し、県の国民保護措置の実施に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。

- (6) 知事は、市町村から関係機関の職員派遣についてのあつせんの求めがあつたときは、派遣が必要となる職種や派遣の必要性などを総合的に勘案し、必要なあつせんを行う。

## 7 県の行う応援等

### (1) 他の都道府県に対して行う応援等

- ① 県は、他の都道府県から国民保護措置の実施に関し応援の求めがあったときは、求められた応援を実施することができない場合や他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 県は、他の都道府県から国民保護措置に係る事務の委託を受けたときは、次の事項を公示し、消防庁を通じて総務大臣に届け出るとともに、その旨を速やかに県議会に報告する。
  - 委託事務を変更し、又は廃止する場合も同様とする。
  - ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
  - イ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

### (2) 市町村に対して行う応援等

- ① 県は、市町村から国民保護措置の実施に関し応援の求めがあったときは、求められた応援を実施することができない場合や他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 県は、市町村がその全部又は大部分の事務を実施することができなくなったときは、平素からの調整を踏まえ、市町村が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を代わって実施する。
  - この場合において、県は、国民保護措置の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

### (3) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

県は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められたときは、求められた応援を実施することができない場合や他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

## 8 ボランティア団体等に対する支援等

### (1) 自主防災組織に対する支援

県は、自主防災組織による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行うとともに、その安全の確保に十分配慮するものとする。

## (2) ボランティア活動への支援等

県は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の適否を判断する。

また、県は、安全の確保に十分配慮しつつ、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等におけるボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

## (3) 民間からの救援物資の受入れ等

県は、関係機関等の協力を得ながら、避難住民等が必要とする救援物資等を把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部及び国の対策本部を通じて国民に公表する。

また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。

県が被災地又は避難先地域に該当しない場合は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。

## 9 住民への協力要請

県は、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合は、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。

この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

項目	根拠	措置の内容
避難住民の誘導の援助	法第70条	避難住民の先導の補助、移動中における食料等の配給、要配慮者の避難の援助等
救援の援助	法第80条	避難住民等に対する救援の補助
武力攻撃災害への対処に関する措置の援助	法第115条	消火のための水の運搬や救出された負傷者を病院に搬送するため際の車両の運転、被災者の救助のための資機材の提供等
住民の健康の保持又は環境衛生の確保の援助	法第123条	健康診断の実施、感染症の動向調査の実施、水道の水質検査の実施、防疫活動、被災者の健康維持活動の実施等に対する協力

## 10 市町村における連携

市町村においては、県における関係機関との連携に準じ、関係機関に対する応援の要請等必要な連携をとりながら国民保護措置を実施するものとする。

**11 指定地方公共機関における関係機関との連携**

指定地方公共機関は、その業務に係る国民保護措置を実施するために必要な場合は、国、県、市町村に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めるものとする。

## 第4章 警報及び避難の指示等

### 第1 警報の通知及び伝達

#### 1 警報の通知等

##### (1) 警報の通知

- ① 知事は、国の対策本部長が発令した警報が消防庁から通知された場合は、直ちに、その内容を市町村長、県の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、県の関係出先機関その他の関係機関に通知する。

この場合の通知は、防災FAX等により一斉送信し、電話等での受信確認を行うものとする。

##### 【警報に定める内容】

- ① 武力攻撃事態等の現状及び予測
- ② 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域（地域が特定できないときは、定められない場合がある。）
- ③ その他住民及び公私の団体に周知させるべき事項

- ② 県は、「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。

また、県は、効果的な警報の伝達を図るため、放送事業者である指定地方公共機関に対し、迅速に警報の内容を通知し、受信確認を行うものとする。

##### (2) 警報の伝達等

- ① 県は、学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、あらかじめ市町村と役割分担したところに従って、警報の内容を伝達する。

- ② 県は、速やかに警報の報道発表を行うとともに、県のホームページ (<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/>) に警報の内容を掲載する。

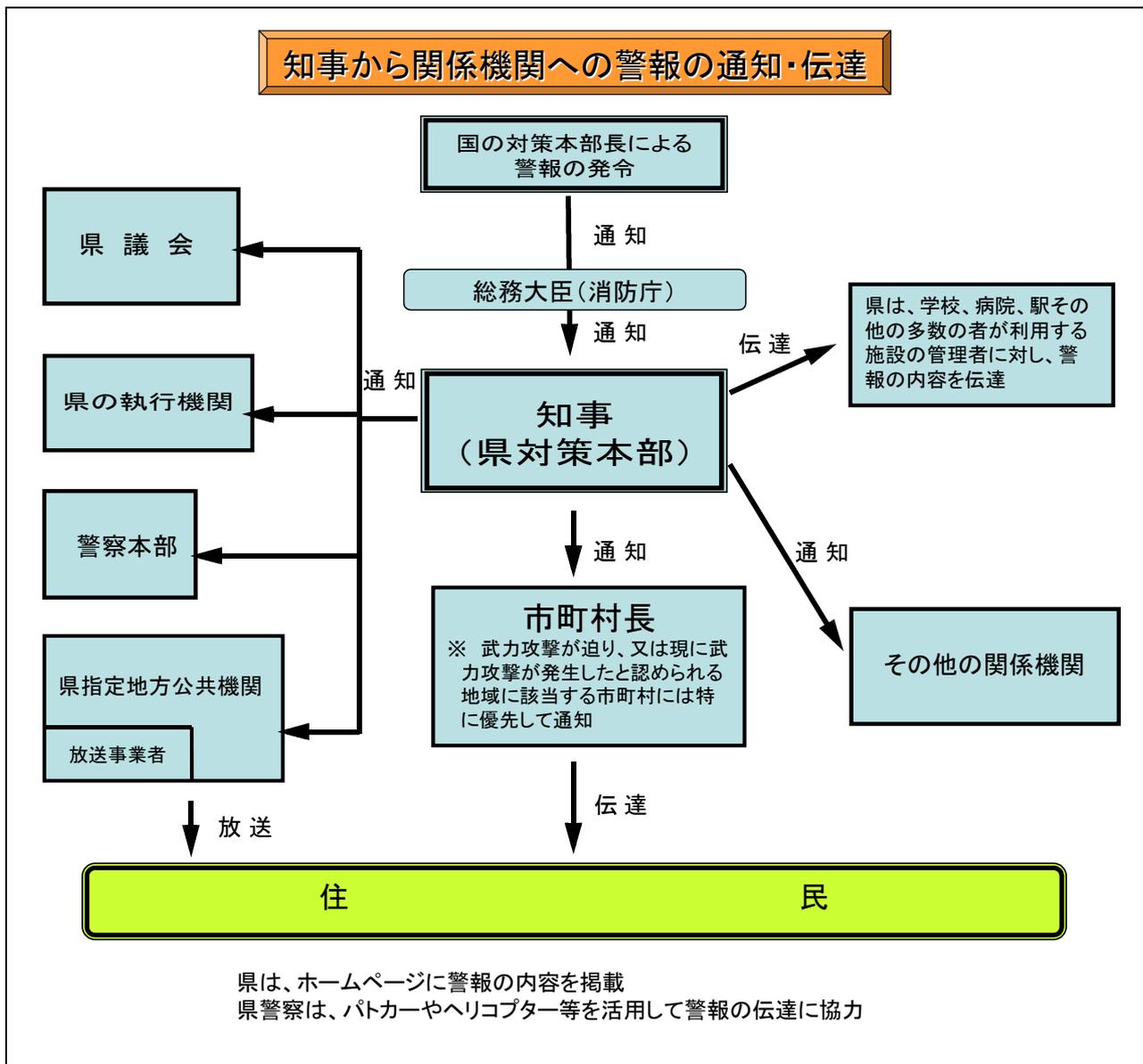
- ③ 県警察は、市町村と協力して、的確かつ迅速な警報の伝達に努める。

- ④ 県は、市町村に対する警報の通知を行った場合は、支障のない限り、県防災救急ヘリコプターにより、市町村の住民への警報の伝達を支援する。

##### (3) 警報の解除

県は、国から警報の解除の通知があったときは、警報の発令と同様に通知、伝達を行うものとする。

【警報の通知・伝達の仕組み】



**2 市町村長の警報伝達の基準**

(1) 市町村長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（自治会等の団体で市町村の実情に応じて定めておくもの）に伝達するものとする。

(2) 警報の伝達方法は、当面、現在市町村が保有する伝達手段に基づき、原則として、次の要領により行うものとする。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討するものとする。

- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれる場合

原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれない場合

原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。ただし、市町村長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用する。

- (3) 同報系防災行政無線を有しない市町村にあつては、その他の伝達システムの活用や広報車、消防団、自治会の協力等、あらゆる手段を活用し、住民に対し警報の伝達を行うものとする。

- (4) 警報の解除の伝達については、警報の発令の場合と同様とする。ただし、サイレンは使用しないこととする。

- (5) 市町村長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。この場合においては、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

## 第2 避難の指示等

### 1 基本的な考え方

武力攻撃事態等において、国から警報の発令とともに、避難措置の指示を受けた場合は、警報の通知と同様、速やかに関係機関へ通知するものとする。

この場合において、本県に要避難地域がある場合には、当該要避難地域を管轄する市町村を経由して、直ちに当該地域の住民に対し避難を指示するものとする。

また、本県に避難先地域がある場合は、当該地域を管轄する市町村と連携して、避難住民の受入のために必要な措置を講ずるものとする。

### 2 避難措置の指示等の通知

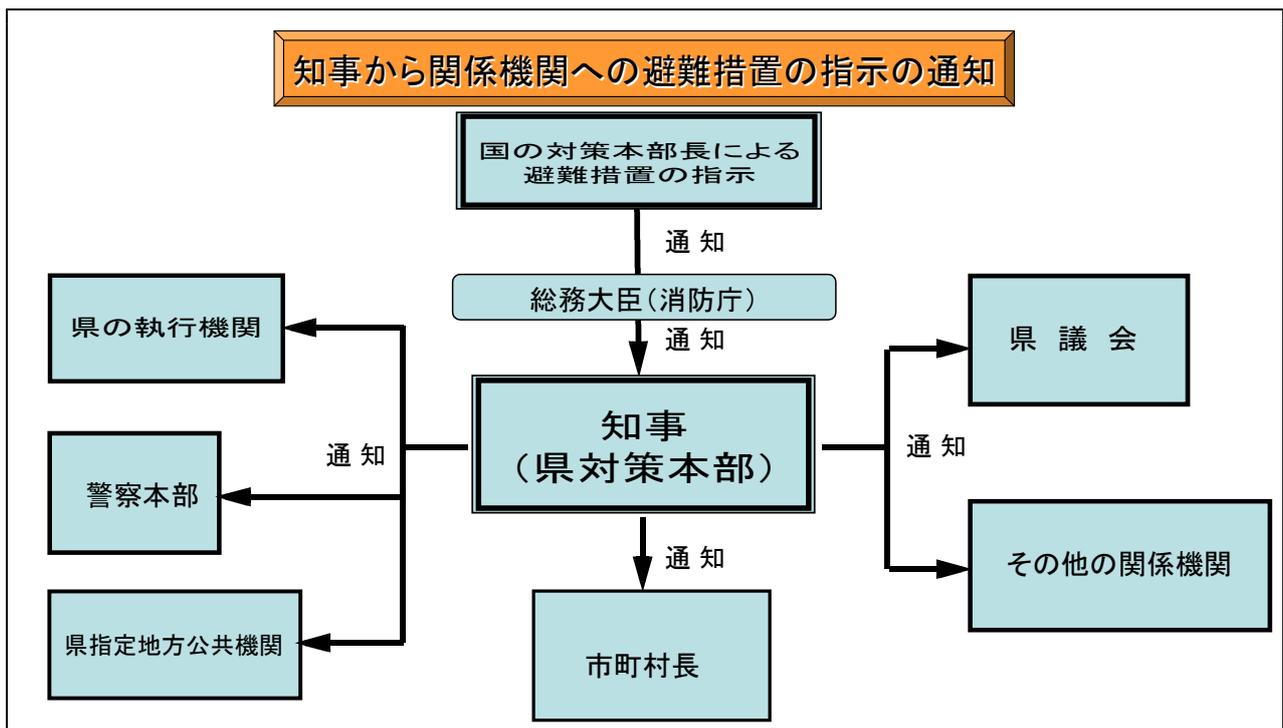
知事は、国から避難措置の指示を受け、又は通知を受けた場合には、警報の通知に準じ、直ちにその内容を関係機関に通知する。

避難措置の指示の解除の通知を受けた場合も同様とする。

#### 【避難措置の指示の内容】

- ① 住民の避難が必要な地域（要避難地域）
- ② 住民の避難先となる地域（避難先地域。住民の避難の経路となる地域を含む。）
- ③ 関係機関が講ずべき措置の概要

#### 【避難措置の指示の通知の仕組み】



### 3 避難の指示

#### (1) 住民に対する避難の指示

- ① 知事は、避難措置の指示を受けた場合において、要避難地域を管轄するときは、当該要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに避難を指示する。

なお、知事は、国の避難措置の指示に示された要避難地域に近接する地域の住民の避難が必要であると判断した場合は、当該地域を管轄する市町村を経由して住民へも避難の指示をするものとする。

##### 【避難の指示の内容】

- ① 住民の避難が必要な地域（要避難地域）
- ② 住民の避難先となる地域（避難先地域。住民の避難の経路となる地域を含む。）
- ③ 関係機関が講ずべき措置の概要
- ④ 主要な避難の経路
- ⑤ 避難のための交通手段その他避難の方法

- ② 知事は、4の「避難方法の基本的な方針」を踏まえ、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部に集約された情報をもとに、個別の避難元、避難先の割当、避難の時期、避難経路や輸送手段について総合的に判断し、避難の指示を行う。

また、国の対策本部長により道路の利用指針等が定められたときは、これを踏まえて、避難経路等を決定する。

##### 【県対策本部に集約する基礎的資料】

- 県の地図
- 区域内の人口分布
- 区域内の道路網のリスト
- 輸送力のリスト
- 避難施設のリスト
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- 生活関連等施設等のリスト
- 関係機関（国、市町村、民間事業者等）の連絡先一覧、協定

- ③ 知事は、避難措置の内容を検討するに当たり、次の項目について、関係機関と必要な調整を行った上で判断するものとする。

ア 要避難地域に該当する市町村ごとの避難住民数の把握

イ 避難のための輸送手段の調整

- ・ 輸送事業者との対応可能な輸送力や輸送方法についての調整
- ・ 県警察との緊急通行車両の確認に係る調整

- ウ 区域内外の避難施設の状況の確認
- エ 主要な避難経路や交通規制の調整
  - ・ 県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用等に係る調整
  - ・ 道路の状況に係る道路管理者との調整
- オ 自衛隊の行動と避難経路や避難手段の調整
- カ 国による支援の確認
  - ・ 消防庁等を通じて国による支援要請の確認及び調整
  - ・ 避難措置の指示に記載された国による措置内容の確認
  - ・ 防衛省への支援要請
- キ 市町村との役割分担の確認
  - ・ 市町村の誘導能力の把握、市町村の支援要望の聴取、広域的な調整

#### ④ 県の区域を越える住民の避難の場合の調整

- ア 知事は、県の区域を越えて住民を避難させる必要があるときは、「避難先地域」を管轄する都道府県知事と、あらかじめ、避難住民数、避難住民の受入予定地域、避難の方法（輸送手段、避難経路）等について協議する。
- イ 大規模な着上陸侵攻に伴う避難については、避難措置の指示に当たって、国により実質的な調整が図られることから、都道府県間の協議においては、基本的に個別の地域の避難住民の割当等の細部の調整を図る。
- ウ 知事は、他の都道府県から避難住民の受入れの協議を受けた場合は、必要に応じ、関係市町村と協議を行い、区域内の避難施設の状況や受入体制を勘案し、迅速に受入地域を決定し、協議元の都道府県知事に通知する。この場合において、受入地域を管轄する市町村長及び避難施設の管理者に受入地域の決定を通知する。
- エ 上記の協議、調整、通知等の手続きについては、「県の区域を越える住民の避難に関する関係県調整マニュアル」（平成20年3月。九州・山口各県国民保護主幹課（室）長会議作成）に基づき実施するものとする。
- オ 避難先の都道府県知事が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合、安全確保の責務の明確化等の観点から、知事は、原則として、避難先の都道府県知事に対し、国民保護法第13条の規定に基づき、事務の委託を行うものとする。また、本県が、他の都道府県からの避難住民の輸送手段の確保を行う場合、知事は、原則として、避難元の都道府県知事から、同条の規定に基づき、事務を受託するものとする。

## (2) 避難の指示の通知

- ① 県は、避難の指示をした場合又は避難の指示を解除した場合は、原則として警報の通知に準じて、関係機関に通知するものとする。この場合において、警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する。
- ② 県は、避難先地域を含む市町村については、特に優先して通知するとともに、受信確認を行うものとする。

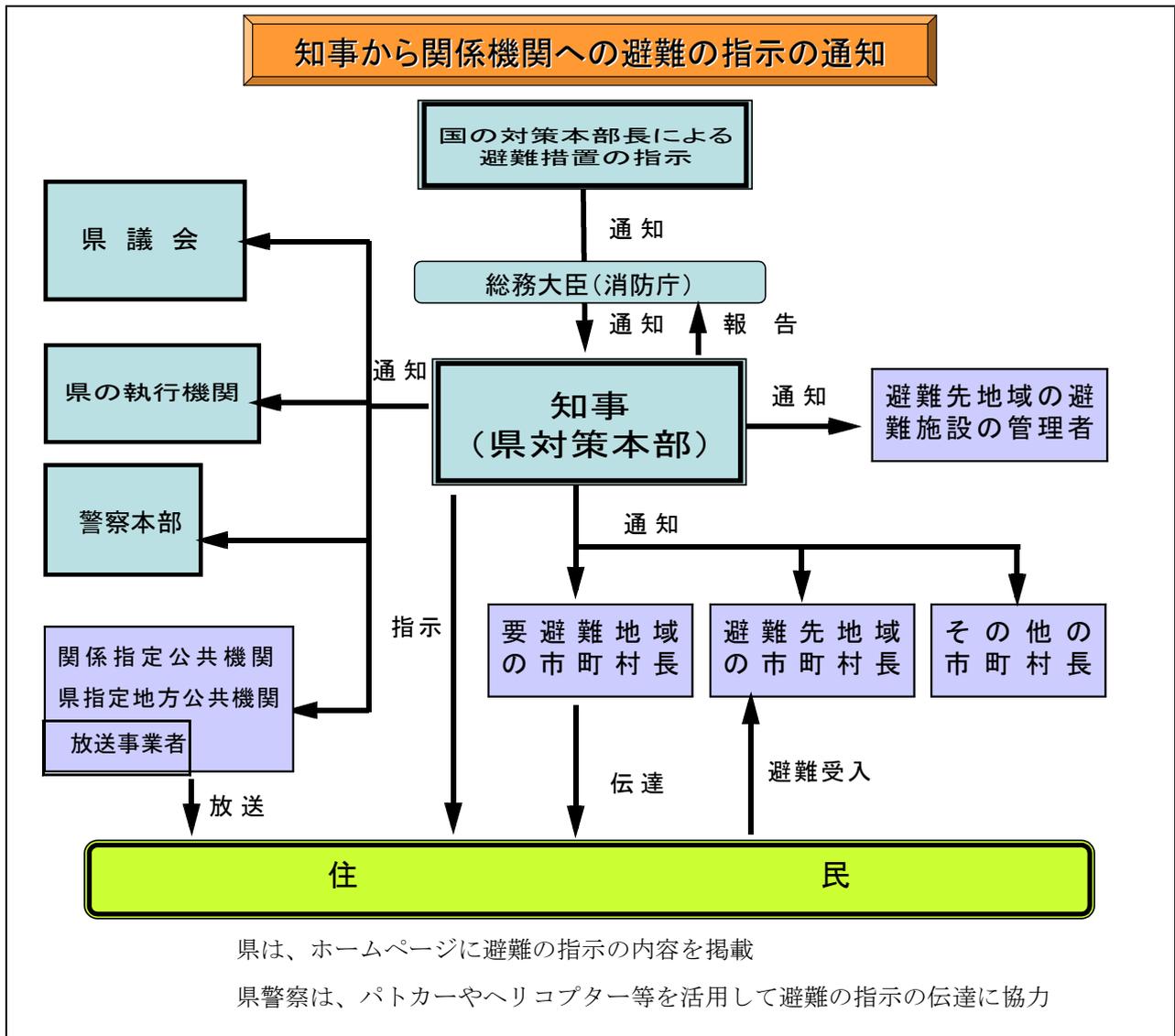
- ③ 県は、効果的な避難の指示の伝達を図るため、放送事業者である指定地方公共機関等に対し、迅速に避難の指示の内容を通知し、その放送を要請するとともに、受信確認を行うものとする。

避難の指示の放送に当たっては、その内容が詳細にわたる場合も考えられることから、その迅速な伝達を確保するため、避難の指示の内容を逐一すべて放送しなければならないというのではなく、伝えるべき避難の指示の内容の正確さを損なわない範囲において、放送事業者の自主的な判断により、放送するものとする。

- ④ 県は、避難の指示をした場合又は避難の指示を解除した場合には、速やかに消防庁を通じて、国の対策本部長にその内容を報告する。

- ⑤ 大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、県は施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。

【避難の指示の通知・伝達の仕組み】



## 4 避難方法の基本的な方針

### (1) 基本的な考え方

知事は、武力攻撃事態等の態様により、次の基本的な考え方に基づき、避難の指示を行うものとする。

- ① 避難の実施までに、ある程度時間を有すると判断される場合  
指定公共機関等の協力により公共交通機関等を利用しての避難の指示を行う。  
この場合において、高齢者等の要配慮者についての避難を優先して行うものとする。
- ② 避難の実施までに時間を有しないと判断される場合  
高齢者等の要配慮者や学校、幼稚園等の児童・生徒等、自力での避難手段を有しない者については、原則として緊急輸送車両を利用しての避難の指示を行う。  
それ以外の者については、公共交通機関の利用を原則とするが、やむを得ない場合は、自家用車等での避難も指示できるものとする。  
この場合、県警察と協議し、避難経路及び地域ごとの避難順等をあらかじめ指定し、混乱が生じないように十分配慮するものとする。

### (2) 武力攻撃4類型ごとの避難の留意事項

知事は、武力攻撃の種類ごとに、次に掲げる事項に留意して、避難の指示を行うものとする。

なお、いずれの攻撃においても、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、専門的な分析に基づく国からの避難措置の指示を踏まえ、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意するものとする。

#### ① 弾道ミサイルによる攻撃の場合

弾道ミサイル攻撃に伴う警報が発令され、屋内避難が指示された場合は、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。

このため、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等に避難させる。

また、着弾直後は、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。

なお、国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合には、必要に応じ、第6章第3に定める緊急通報の発令や退避の指示等を行うこととする。

※ 急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

【避難の指示の内容（例）】

避難の指示（例）

宮崎県知事

○月○日○時現在

- 本県においては、○日○時に国の対策本部長から、弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住民は、速やかに、屋内（特に建物の中心部）に避難すること。

その際、できるだけ、近隣の堅ろうな施設や建築物の地階などに避難すること。

- 次の避難措置の指示が行われるまでは、当該屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。

（特に、着弾後において、避難措置の指示がある場合）

- 要避難地域に該当するA市AA地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで、屋内に留まること。

弾頭の種類は、○○剤と考えられることから、……

② ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

国の対策本部長による避難措置の指示が行われた場合には、早急に避難の指示を行い、当該要避難地域からの避難を迅速に実施する。

この場合において、移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させることも考慮する。

なお、ゲリラによる急襲的な攻撃により、国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、緊急通報の発令、退避の指示等を行うことになる。

また、避難住民の誘導に際しては、市町村と県警察、宮崎海上保安部、自衛隊等の連携が図られるように広域的な見地から市町村長の要請の調整を行うとともに、必要な支援を行う。さらに、住民の避難が円滑に行われるよう、県対策本部の連絡員等を通じて、避難経路等について、迅速に協議を行う。

## 【避難の指示の内容（例）】

## 避難の指示（例）

宮崎県知事

○月○日○時現在

- 本県においては、〇〇市のJR△△駅がゲリラによって占拠され、○日○時に国の対策本部長から、避難措置の指示があった。
- AA地区の住民については、外出による移動には危険を伴うことから、市町村長による誘導の連絡があるまで、屋内へ一時的に避難すること。
- BB地区の住民については、市町村長による誘導に従い、CC地区へ避難すること。  
 健全者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者については、バス等により避難すること。

## ③ 着上陸侵攻等の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備がある程度可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となる。

このため、県は、国の総合的な方針に基づく避難措置の指示を待って避難の指示を行うことを基本とする。

## 5 避難住民の誘導の支援等

## (1) 避難実施要領策定に関する意見

県は、市町村から避難実施要領の策定に関する意見を求められた場合には、避難の指示の内容に照らし市町村長が円滑な避難住民の誘導が行えるよう、必要な意見を述べるものとする。

この場合において、県警察は、交通規制、避難経路等について、避難住民の効率的な運送や混乱防止の観点から必要な意見を述べるものとする。

## (2) 避難誘導の状況の把握

県は、市町村の避難実施要領の策定後においては、市町村からの報告、現地に派遣した連絡員や避難住民の誘導を行う警察官、海上保安官又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等（国民保護法第63条第1項に規定する「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等」をいう。）の自衛官（以下「警察官等」という。）からの情報に基づき、住民の誘導状況を適切に把握するものとする。

### (3) 避難住民の誘導の支援

県は、避難住民を誘導するため必要と判断する場合には、市町村に対して食料、飲料水、医療及び情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。市町村からの要請があった場合についても同様とする。

県警察は、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、交通規制や混乱の防止、車両・航空機等による情報収集を行うほか、市町村からの要請に基づく所要の措置を講ずるものとする。

### (4) 避難住民の誘導の補助

県は、市町村が県の区域を越えて避難住民の誘導を行う場合や市町村から要請があった場合には、現地に県職員を派遣して、避難先都道府県との調整に当たらせるなど、避難住民の誘導の補助を行うものとする。

なお、当該県職員は、避難を伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示をするものとする。

### (5) 市町村の要請の調整

県は、複数の市町村から警察官等による避難住民の誘導の要請がなされた場合などにおいて、緊急性を勘案して、より広域的観点から調整が必要であると判断した場合には、それらの優先順位を定めるなど、市町村の要請に係る所要の調整を行うものとする。

### (6) 警察官等による避難誘導の要請

知事は、市町村から警察署長等に連絡が取れない場合などにおいて、警察官等による避難住民の誘導に関する求めがあったとき、又はその求めを待ついとまがないときは、県警察等に警察官等による避難住民の誘導を要請するものとする。

### (7) 市町村への避難誘導に関する指示

県は、避難の指示の内容に照らして、市町村による避難住民の誘導が適切に行われていないと判断する場合においては、市町村に対し、避難住民の誘導を円滑に行うべきことを指示する。

この場合において、指示に基づく所要の避難住民の誘導が行われなときは、県は、市町村に通知した上で、県職員を派遣し、当該派遣職員を指揮して避難住民の誘導に当たらせるものとする。

### (8) 国及び他の地方公共団体への支援要請

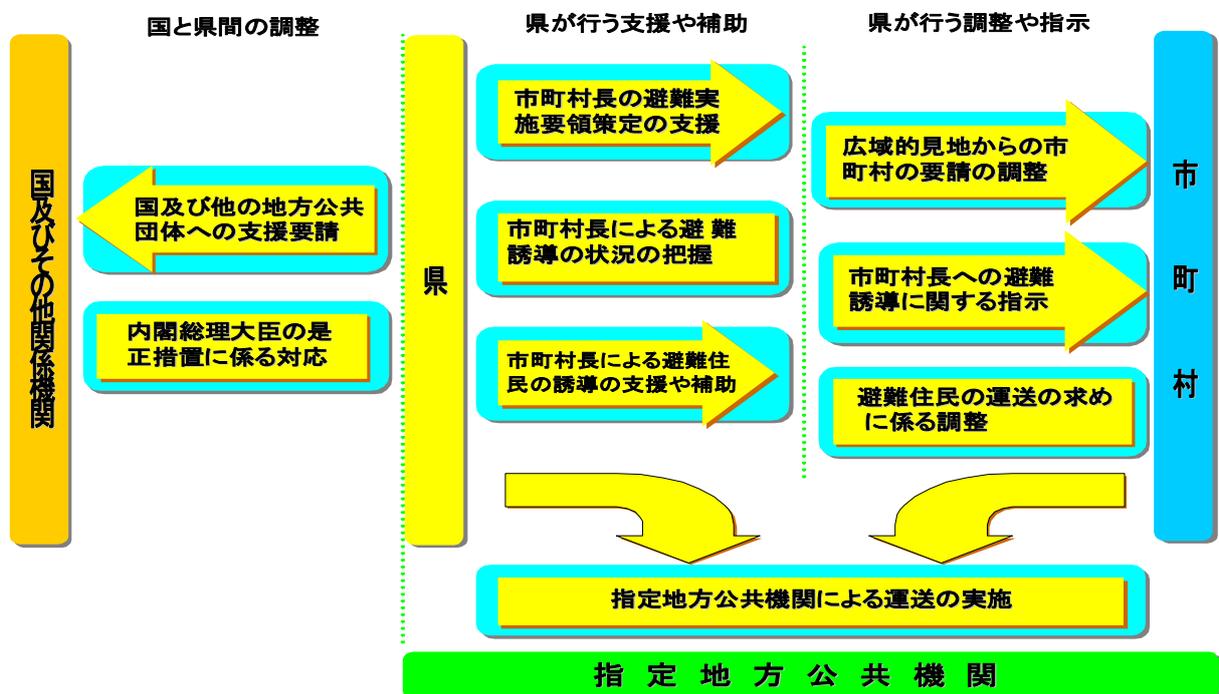
県は、県のみでは適切な支援及び調整が行えないと判断した場合には、国又は他の地方公共団体に支援を要請するものとする。

(9) 避難住民の運送の求めに係る調整

- ① 県は、市町村の区域を越えて避難住民の運送が必要となる場合や複数の市町村による運送の求めが競合し、又は競合することが予想される場合は、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、緊急性等を勘案して、優先順位等を定め、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、自ら運送の求めを行うものとする。
- ② 県は、正当な理由なく、運送事業者である指定公共機関が運送の求めに応じないときは、国の対策本部長に対し、その旨を通知する。
- ③ 県は、運送事業者である指定地方公共機関による避難住民の運送が円滑に行われていない場合は、避難住民の運送を円滑に行うべきことを当該機関に指示する。  
指示に当たっては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全が確保されていることを確認するとともに、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃の状況についての必要な情報の提供を行うものとする。

【避難住民の誘導の仕組み】

県による避難住民の誘導の支援等



## 6 市町村による避難実施要領の策定

### (1) 避難実施要領の策定

市町村は、避難の指示の通知を受けた場合は、県警察、消防等関係機関の意見を聴いた上で、あらかじめ定めた避難実施要領のパターンに基づき、直ちに避難実施要領を策定するものとする。

#### 【避難実施要領に定める事項】

- ① 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ② 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ③ その他避難の実施に関し必要な事項

### (2) 避難実施要領の記載事項

市町村は、避難実施要領の作成に当たっては、必要に応じ、次の事項に留意し、可能な限り具体的に記述することとする。

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位  
避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。
- ② 避難先  
避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。
- ③ 一時集合場所及び集合方法  
避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。
- ④ 集合時間  
避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。
- ⑤ 集合に当たっての留意事項  
集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要避難援護者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路  
集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

- ⑦ 自家用車等を利用する場合の留意事項  
事前に警察署長と十分に協議するとともに、誘導する警察官等の指示に従って混乱することなく避難が行われるよう、自家用車等を利用するに当たって避難住民が留意すべき事項を具体的に記載する。
- ⑧ 市町村職員、消防職団員の配置等  
避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。
- ⑨ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応  
高齢者、障がい者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。
- ⑩ 要避難地域における残留者の確認  
要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。
- ⑪ 避難誘導中の食料等の支援  
避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるように、それら支援内容を記載する。
- ⑫ 避難住民の携行品、服装  
避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。
- ⑬ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等  
問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

## 第5章 救 援

### 1 基本的な考え方

知事は、国の対策本部長から救援の指示を受け、又は緊急を要する場合は当該指示を待たずに、市町村その他の関係機関と連携・協力しながら、避難住民等の生命、身体及び財産を保護するために必要と認められる救援の措置を実施するものとする。

### 2 救援の実施

#### (1) 救援の実施

知事は、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行う。

ただし、事態に照らし緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### (2) 市町村による救援の実施

- ① 知事は、救援を迅速に行うため必要があるときは、あらかじめ市町村と調整した役割分担に基づきつつ、救援に関する事務の一部を市町村長に行わせることとする。

この場合において、知事は、市町村長が行う救援の内容及び救援を行う期間を市町村長へ通知するとともに、直ちにその旨を公示する。

- ② 知事は、救援に関する事務の一部を市町村長に行わせた場合において、当該事務を市町村長が迅速かつ的確に救援を行っていないときは、所要の救援を行うよう指示する。

### 3 関係機関との連携

#### (1) 国への支援の求め等

知事は、救援を行うに際して必要と判断した場合は、国に対して具体的な支援内容を示して支援を求める。

また、内閣総理大臣から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行う。

#### (2) 他の都道府県知事等に対する応援の求め

知事は、救援を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県知事等に応援を求める。

この場合、応援を求める都道府県との間にあらかじめ締結された相互応援協定等に基づいて活動の調整や手続を行う。

#### (3) 市町村との連携

市町村長は、あらかじめ調整した役割分担に基づいて行うこととされている救援に関する事務のほか、知事が行う救援を補助することとされていることから、県は、当該補助が円滑に行われるよう市町村と密接に連携する。

#### (4) 日本赤十字社との連携

知事は、災害救助法に基づく救助の実務を踏まえつつ、あらかじめ協議した内容等に基づき、救援又はその応援の実施に関し必要な事項を日本赤十字社に委託する。

#### (5) 緊急物資の運送の求め等

知事は、避難住民等の救援その他の国民保護措置に必要な物資及び資材（緊急物資）を運送するために必要な場合は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その運送を求めるものとする。

この場合の手続き等は、第3編第4章第2の5の(9)（避難住民の運送の求めに係る調整）に準じることとする。

### 4 救援の内容

#### (1) 救援の基準

知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき救援を行う。

また、知事は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、内閣総理大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

## (2) 救援に関する基礎資料

知事は、平素において準備した基礎的な資料(第2編第2章第1参照)を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

### 【県対策本部において集約すべき基礎的資料(前掲)】

- ・避難のために集約した資料に加えて、次の資料を基礎資料として特に準備
- 収容施設(避難所(長期避難住宅を含む。))及び応急仮設住宅)として活用できる土地、建物等のリスト
  - (※ 特に、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者を収容する福祉避難所として活用できる社会福祉施設、宿泊施設等並びに長期避難住宅及び応急仮設住宅として活用できる賃貸住宅等)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
  - (※ 特に、大量の食料や飲料水等の生活必需品の供給が行えるよう物資の流通網を把握)
  - (※ 仮設住宅建設用、応急修理用の資機材の調達方法、建設業協会のリスト等)
- 関係医療機関のデータベース
  - (※ 災害拠点病院やNBC攻撃に対する対処が可能な医療機関の所在、病床数等の対応能力についてのデータ)
  - (※ NBCの専門知識を有する医療関係者のリスト)
- 救護班のデータベース
- 火葬場等のデータベース
  - (※ 火葬場等の所在及び対応可能数等)

## (3) 救援の実施

知事は、県内の避難住民等で救援を必要としている者に対し、避難施設その他の場所において、次の考え方や留意点を踏まえつつ、必要な救援を実施する。

- ① 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与
  - ア 避難等により本来の住居において起居することができなくなった避難住民等に、一時的な居住の安定を図るために避難所を提供する。
  - イ 原則として公民館や学校、体育館等の既存の建物を利用することとし、これらを利用することが困難な場合などは、野外に仮小屋又は天幕を設置する。
  - ウ 避難の指示が解除された後などで、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し居住する住家がない者で、自らの資力では住家を得ることができない者を対象として応急仮設住宅を設置する。

- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ア 食品は、避難所に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者等を対象として、直ちに食することができる現物により支給する。
- イ 飲料水は、避難や武力攻撃災害によりそれを得ることができない者を対象として、現物により供給する。
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 避難や武力攻撃災害により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、現物により支給又は貸与する。
- ④ 医療の提供及び助産
- 避難や武力攻撃災害により医療を受けることができない者に対して応急的に処置する。この場合、原則として救護班において行うが、急迫した事情がありやむを得ない場合は、病院、診療所又は助産所において行う。その他医療の実施について必要な事項は、「5 医療の実施の要請等」に定める。
- なお、医療の提供及び助産のいずれも、武力攻撃災害との因果関係や経済的能力の如何を問うものではない。
- ⑤ 被災者の捜索及び救出
- 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合に、武力攻撃災害により生命・身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。この場合、県警察や消防機関、宮崎海上保安部、自衛隊等が行う捜索や救出活動と十分な連携を図る。
- ⑥ 埋葬及び火葬
- 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであり、原則として棺又は棺材の現物をもって行う。
- この場合、市町村等との連携を十分図ることにより、墓地や火葬場等の関連情報を広域的かつ速やかに収集し、必要な調整を行うこととする。
- ⑦ 電話その他の通信設備の提供
- 避難や武力攻撃災害により通信手段を失った者に対して、電話、インターネットが利用できるような通信端末機器その他必要な通信設備を避難所に設置し、これを利用させる。
- ⑧ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後に、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者に対して、居室、炊事場等日常生活に必要最少限度の部分の応急修理を行う。

⑨ 学用品の給与

避難や武力攻撃災害により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校、中学校及び高等学校等の児童又は生徒に対して、教科書、文房具、通学用品を支給する。

⑩ 死体の捜索及び処理

ア 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合に、武力攻撃災害により行方不明の状態にあり、かつ各般の事情から既に死亡していると推定される者を捜索する。

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

⑪ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後に、居室、炊事場等日常生活に欠くことのできない場所又は玄関に土石等の障害物があるため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力ではこれを除去できない者に対して、土石等の除去を行う。

## 5 医療の実施の要請等

### (1) 医療の提供

知事は、武力攻撃災害により、多数の傷病者が発生している場合は、県立病院の医師等を中心に救護班を編成し、派遣するとともに、必要に応じ臨時の医療施設を開設する。

### (2) 医療の実施の要請

知事は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において、医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行う場所及び期間その他必要な事項を示して、医療を行うよう要請する。

### (3) 医療の実施の指示

知事は、医療関係者が正当な理由がないのに医療の実施の要請に応じない場合で、避難住民等に対する医療を提供するため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に医療を行うべきことを指示する。

この場合、医療を行う場所及び期間その他必要な事項を書面で示す。

### (4) 安全の確保

知事は、医療関係者に医療を行うよう要請又は指示するときは、その安全の確保に十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずる。

### (5) 国等への支援の求め

知事は、必要に応じ、国又は医療関係の指定公共機関に対して、県外の医療施設での広域的な後方医療活動等の支援を求める。

## (6) 医療活動等の実施に当たっての留意事項

### ① 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合

県は、内閣総理大臣によって派遣される被ばく医療に係る医療チームの指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療を実施する。

また、国から協力要請があった場合は、救護班を編成し、被ばく医療活動を実施する。

### ② 生物剤による攻撃の場合

県は、病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の発生を認めた場合は、感染症指定医療機関等への移送及び入院措置、必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置など、当該感染症に対する治療及びまん延防止のため適切な措置を講ずる。

また、国から協力要請があった場合は、救護班を編成し、医療活動を実施する。

### ③ 化学剤による攻撃の場合の医療活動

県は、警察、消防機関等と連携して、使用された化学剤の特性に応じた安全対策や救急医療活動を実施する。

また、国から協力要請があった場合は、救護班を編成し、医療活動を実施する。

## 6 救援の際の物資の売渡し要請等

武力攻撃事態等においては、相当数の避難住民や被災者が発生し、備蓄した物資や通常の売買契約により調達した物資だけでは救援に必要な物資を確保することができない場合も想定される。

このような場合において、救援を的確かつ迅速に実施するため、必要に応じ、以下のとおり、物資の収用等を行うこととする。

この場合において、物資の収用等の処分は、国民保護措置を実施するために必要最小限のものに限り、かつ、公正かつ適正な手続の下に行うことに留意することとする。

### (1) 特定物資の売渡し要請及び収用

知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、救援の実施に必要な特定物資について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請するものとする。

この場合において、特定物資の所有者が正当な理由がないのに、要請に応じないときは、知事は、救援を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用するものとする。

※特定物資：医薬品、食品、寝具、医療機器その他の衛生用品、飲料水、被服その他生活必需品、建設資材及び燃料であって、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの

## (2) 特定物資の保管命令

知事は、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、特定物資の保管を命ずるものとする。

## (3) 国への要請

知事は、県内では特定物資の確保が困難な場合など、国において特定物資を確保する方が的確かつ迅速に救援を実施できると認める場合は、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、特定物資の売渡し要請、収用又は保管命令を行うよう要請するものとする。

## (4) 土地等の使用

知事は、避難住民等の収容施設を供与し、又は臨時の医療提供施設を開設するため、土地、家屋又は物資を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用するものとする。

この場合において、土地等の所有者等が正当な理由がないのに同意をしないとき、又はその所在が不明であるため同意を求めることができないときは、知事は、特に必要があると認めるときに限り、同意を得ないで、当該土地等を使用するものとする。

## (5) 公用令書の交付

知事は、特定物資の収用及び保管命令並びに土地等の使用の処分を行う場合は、次に掲げる者に対して公用令書を交付して行う。ただし、土地等の使用者の所在が不明である場合等は、事後に交付することとする。

また、公用令書による処分の全部又は一部を取り消したときは、遅滞なく、相手方に公用取消令書を交付するものとする。

ア 特定物資の収用 収用する特定物資の所有者及び占有者

イ 特定物資の保管命令 特定物資を保管すべき者

ウ 土地等の使用 使用する土地等の所有者及び占有者

## (6) 立入検査等

① 知事は、特定物資の収用及び保管命令並びに土地等の使用の処分を行うために必要と認めるときは、県職員による立入検査を行うものとする。

② 知事は、特定物資の保管命令を行った場合は、保管を命じた者に対し、必要に応じて、保管の状況報告を求め、又は県職員による立入検査を行うものとする。

③ 県職員による立入検査を行う場合は、県職員は、あらかじめ、その旨を相手方に通知するとともに、身分証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示するものとする。

## 第6章 武力攻撃災害への対処

### 第1 基本的な考え方等

#### 1 基本的な考え方

##### (1) 武力攻撃災害への対処

知事は、国の対策本部長から武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

##### (2) 国の対策本部長への措置要請

知事は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、知事が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、消防庁を通じて国の対策本部長に対し、必要な措置の実施を要請する。

このため、知事は、県警察等と連携しながら、武力攻撃災害の状況を見極めつつ、講じている措置の内容、今後必要と考えられる措置、国において講ずべき措置等の情報を迅速かつ的確に整理するよう努める。

##### (3) 対処に当たる職員の安全の確保

県は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

#### 2 武力攻撃災害の兆候の通報

知事は、武力攻撃災害の兆候を発見した者からの通報又は市町村長、消防吏員等からの兆候の通知を受けたときは、県警察、関係消防機関、宮崎海上保安部及び日向海上保安署に速やかに通知する。

さらに、県警察の協力を得つつ、当該兆候について事実関係の確認を行い、必要があると認めるときは、適時に、消防庁を通じて、国の対策本部長に通知する。

また、兆候の性質や発生場所等に応じて、必要な関係機関に対し通知する。

## 第2 生活関連等施設の安全確保

### 1 武力攻撃災害等における措置

知事は、生活関連等施設が、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設であることにかんがみ、その安全確保について必要な措置を講ずる。

#### (1) 生活関連等施設の状況の把握

県は、県対策本部を設置した場合は、関係機関及び生活関連等施設のうちあらかじめ定めた施設の管理者との連絡体制を確保する。

知事は、区域内の生活関連等施設について、警報、避難措置の指示の内容その他の情報を踏まえて、当該施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、当該施設の管理者、所管省庁、県警察、宮崎海上保安部等と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有する。

この場合において、知事は、「安全確保の留意点」（第2編第3章の2参照）に基づき、所要の措置が講じられているか確認する。

#### (2) 施設管理者に対する措置の要請

知事は、情報収集の結果に基づき、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該施設の管理者に対して、安全確保のために必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、県警察との連絡体制の強化等による警備の強化、防災体制の充実等）を講ずるよう要請する。

この場合において、安全確保のために必要な措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を施設の管理者に対し随時十分に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分配慮する。

県及び県警察は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

#### (3) 県が管理する施設の安全の確保

県は、その管理する生活関連等施設について、(2)と同様に安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、当該施設の安全確保のため必要があると認めるときは、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、必要と認められる支援を求める。

また、生活関連等施設以外の県が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずるよう努める。

#### (4) 立入制限区域の指定

##### ① 区域の指定の要請

知事は、武力攻撃災害の発生又はその拡大の防止のため必要があると認めるときは、県公安委員会、宮崎海上保安部長又は日向海上保安署長に対し、立入制限区域の指定を要請する。

この場合において、その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（ダム、大規模な危険物質等取扱所等）については速やかに指定するよう、また、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設（発電所、駅、空港等）については、情勢により当該施設が何らかの攻撃を受ける可能性があるとは判断される場合など危険が切迫している場合において、速やかに指定するよう要請する。

##### ② 区域の指定

県公安委員会は、知事から指定の要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定するとともに、その旨を速やかに生活関連等施設の管理者に通知する。

立入制限区域は、生活関連等施設の特性及び周辺の地域の状況を勘案しつつ、当該施設の安全確保の観点から合理的に判断して、立入りを制限し、禁止し、又は退去を命ずる必要があると考えられる区域を指定する。

##### ③ 公示等

県公安委員会は、立入制限区域を指定したときは、県公報や新聞への掲載、テレビ、ラジオ等を通じた発表等により公示する。また、現場においては、警察官が可能な限り、ロープ、標示の設置等によりその範囲、期間等を明らかにする。

#### (5) 国の方針に基づく措置の実施

生活関連等施設の安全確保のために国全体として万全の措置を講ずべきであるとして、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して措置を講ずることとした場合には、知事は、消防庁を通じて国の対策本部から提供される内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁の活動内容に関する情報を踏まえつつ、国と連携して、周辺住民の避難等の措置を講ずる。

この場合において、措置を行っている現場における各機関の活動の調整が円滑に行われるよう、その内容を関係機関に速やかに伝達する。

## 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止等

### (1) 危険物質等の取扱所に係る警備の強化

知事は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、危険物質等の占有者、所有者、管理者その他の危険物質等を取り扱う者に対し、その取扱所の警備の強化を求める。

## (2) 危険物質等に関する措置

知事は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、消防法、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）その他既存の法令に基づき、知事の権限に属する規制措置を講ずるものとする。

また、緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、既存の法令に基づく措置に加えて、次の表に掲げる危険物質等の区分に応じた措置を講ずべきことを命ずるものとする。

危険物質等の区分	措置		
	1号	2号	3号
消防法第11条第1項の規定により知事が設置の許可の権限を有する製造所、貯蔵所又は取扱所において貯蔵し、又は取り扱う危険物（同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。）	/	○	○
毒物及び劇物取締法第4条第1項の規定により知事の登録を受けた販売業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者又は毒物又は劇物を業務上取り扱う者が取り扱う毒物又は劇物	○	○	○
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）第80条の規定による知事の処分を受けている者が所持する毒薬又は劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）	○	○	○
<p>備考 「措置」欄の「○」は、それぞれ次に掲げる措置を命ずることができることを意味する。</p> <p>1号：取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限</p> <p>2号：製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限</p> <p>3号：所在場所の変更又はその廃棄</p>			

## (3) 管理状況の報告

知事は、(2)の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者に対し、危険物質等の管理の状況について報告を求める。

## (4) 武力攻撃災害発生後の措置

知事は、危険物質等に係る武力攻撃災害が発生した場合に、これを防除し、及び軽減するために必要なときは、(1)から(3)に準じた措置を実施する。

## 第3 応急措置等

### 1 緊急通報の発令

#### (1) 緊急通報の発令

- ① 知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令がない場合においても、速やかに緊急通報を発令する。

特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合において、知事は、対処の現場から情報を得た場合には、事態の状況に応じ、迅速に緊急通報の発令を行う。

- ② この場合において、知事は、武力攻撃災害の兆候の通報や県警察、消防機関等からの情報を総合的に勘案した上で発令するとともに、住民の混乱を未然に防止するよう留意する。

#### (2) 緊急通報の内容

緊急通報の内容は、無用な混乱を生じさせることのないよう、明確かつ簡潔なものとする。

##### 【緊急通報の内容】

- ① 武力攻撃災害の現状及び予測  
② その他住民及び公私の団体に関し周知させるべき事項

##### 【緊急通報の例】

【A郡〇〇海岸付近において、不審なゴムボートが座礁。武装した不審な2～3人組が付近に潜んでいる模様】

- ・ 〇〇海岸付近にて銃撃と思われる音が聞こえたとの情報
- ・ 現在、警察・海上保安庁・自衛隊等関係機関による調査が行われている。
- ・ 〇〇海岸付近に居住する住民は、テレビ・ラジオのスイッチをつけて情報に注意すること。
- ・ その他不審者に関する情報等があれば、0985-〇〇-〇〇△△まで電話すること。

### (3) 緊急通報の通知

- ① 県は、緊急通報を発令した場合又は緊急通報を解除した場合は、原則として警報の通知に準じて、関係機関に通知するものとする。この場合において、警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する。
- ② 県は、緊急通報において、特定の地域について武力攻撃災害の予測を示した場合は、当該地域が含まれる市町村に対し特に優先して通知するとともに、受信確認を行うものとする。
- ③ 県は、効果的な緊急通報の伝達を図るため、放送事業者である指定地方公共機関等に対し、迅速に緊急通報の内容を通知し、その放送を要請するとともに、受信確認を行うものとする。
- ④ 県は、緊急通報を発令した場合には、速やかに消防庁を通じて、国の対策本部長にその内容を報告する。

## 2 災害拡大の防止措置

- (1) 知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。  
この場合において、当該指示をしたときは、直ちに、その旨を関係市町村長に通知する。
- (2) 知事は、必要があると認めるときは、警察署長、宮崎海上保安部長又は日向海上保安署長に対して、(1)の指示を行うよう要請するものとする。

## 3 退避の指示

### (1) 基本的な考え方

知事は、予測不可能な武力攻撃災害が突然発生し、対策本部長から避難の措置の指示がなされない状態で、かつ、市町村長による退避の指示を待ついとまがない場合など、武力攻撃災害から住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要と認める地域の住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ定めた避難場所への退避や屋内への一時退避など、状況に応じた退避先を指示するものとする。

**【退避の指示（例）】**

- 「△△市〇〇町×丁目、××市△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。
- 「△△市〇〇町×丁目、××市△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

**(2) 屋内退避の指示に係る留意事項**

知事は、住民に退避の指示をする際に、次のような場合など、その場から移動するよりも屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときは、「屋内への退避」を指示する。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、防護手段がなく、屋外で移動するよりも外気との接触が少ない屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
- ② ゲリラや特殊部隊の行動等に関する情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

**(3) 退避の指示に伴う措置**

- ① 県は、退避の指示の住民への伝達を広報車等により速やかに実施するものとし、退避の必要がなくなったときは、広報車、立看板等住民が十分に了知できる方法でその旨を公表する。
- ② 県は、退避の指示をした場合は、退避を要する地域を管轄する市町村長その他の関係機関に速やかに通知する。  
この場合において、当該通知を受けた県警察は、交通規制など必要な措置を講ずる。
- ③ 県は、退避の指示を行った場合は、国の対策本部長による住民の避難に関する措置が適切に講じられるよう、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

**(4) 警察官による退避の指示**

警察官は、知事若しくは市町村長による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができる。

## 4 警戒区域の設定

### (1) 基本的な考え方

知事は、武力攻撃災害が発生する危険が切迫している場合、武力攻撃災害が複数の市町村に及ぶ可能性があり、緊急に広域的に警戒区域を設定する必要がある場合など、武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該警戒区域への立入を制限若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

この場合において、知事は、区域の設定、立入制限等の措置の実施方法等について、必要に応じ県警察、宮崎海上保安部又は日向海上保安署と協議、調整する。

### (2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 県は、警戒区域を設定し、立入制限・禁止又は退去命令の措置を講じたときは、速やかに放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対して、その旨の放送を要請する。
- ② 県は、警戒区域を設定し、立入制限・禁止又は退去命令の措置を講じたときは、直ちにその旨を関係市町村長その他の関係機関に通知する。  
この場合において、当該通知を受けた県警察は、交通規制など必要な措置を講ずる。
- ③ 県は、警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、広報車等を活用し、住民に広報、周知する。
- ④ 県は、警戒区域の設定をした場合は、国の対策本部長の住民の避難に関する措置が適切に講じられるように、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。
- ⑤ 県は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示するとともに、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置をとるものとする。

### (3) 警察官による警戒区域の設定等

- ① 警察官は、知事若しくは市町村長による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域を設定することができる。
- ② 知事は、必要があると認めるときは、海上保安官に対し、海上における警戒区域の設定を要請する。

**5 応急公用負担等****(1) 基本的な考え方**

県は、武力攻撃災害を防除・軽減するために必要な武力攻撃災害への対処措置を講じなければならないが、その際、緊急の必要があるときは、工作物の一時使用等の措置を講ずるものとする。

この場合において、工作物の一時使用等の措置は、国民保護措置を実施するために必要最小限のものに限り、かつ、公正かつ適正な手続の下に行うことに留意することとする。

**(2) 工作物の一時使用等**

① 知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用

イ 土石、竹木その他の物件の使用又は収用

ウ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置

② 知事は、①のア及びイの措置を行ったときは、速やかに当該工作物等の占有者、所有者その他の権限を有する者に対し、当該工作物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、当該措置に係る期間又は期日その他事項を通知するものとする。

この場合において、通知する相手方の氏名及び住所を知ることができないときは、通知に代えて、県の事務所に必要事項を掲示するものとする。

③ 知事は、①のウの工作物等の除去を行った場合は、所有者等に返還するため、倉庫等への保管、警備員等による監視等により、除去した工作物等を適切に保管するものとする。

この場合において、知事は、当該工作物等の名称又は種類等を公示する。

ただし、保管した工作物等が滅失又は破損するおそれがあるときや、保管に不相当な費用等を要するときは、当該工作物等を売却し、売却代金を保管するものとする。

## 6 消防に関する措置等

### (1) 消防機関との連携

県は、消防機関が武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、円滑に消火・救急・救助等の活動を行うことができるよう、被害の状況や対処方法等について情報を収集、提供し、共有化を図るなど、消防機関と緊密な連携を図る。

### (2) 県警察による被災者の救助等

県警察は、把握した被害状況に基づき、消防機関との連携の下に救助活動を行う。大規模な被害の場合は、県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する警察災害派遣隊の派遣要求及び連絡等の措置を実施する。

### (3) 消防等に関する指示

#### ① 市町村長等に対する指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示する。

この場合において、知事は、その対処に当たる職員の安全の確保に関し十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずる。

#### ② 消防庁長官の指示

知事は、消防庁長官から武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置の指示を受けた場合は、武力攻撃災害の発生した市町村との連絡及び市町村相互間の連絡調整を図るほか、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対して必要な指示を行う。

#### ③ 消防庁長官に対する消防の応援等の要請

知事は、本県の区域が被災し、県内の消防力だけでは対処できない場合は、消防庁長官に消防の応援等の要請を行う。

#### ④ 消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けた場合の対応

知事は、本県が被災していない場合において、消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けて必要な措置を講ずるときは、緊急消防援助隊の派遣の要領等を踏まえつつ、自ら県内の市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示する。

**7 市町村長による応急措置等****(1) 緊急通報の伝達**

市町村長は、県から緊急通報の通知を受けたときは、警報の伝達方法に準じ、住民等への伝達を行うものとする。

**(2) 災害拡大の防止措置**

市町村長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、その拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示するものとする。

また、必要があると認めるときは、警察署長、宮崎海上保安部長又は日向海上保安署長に対して、上記の指示を行うよう要請するものとする。

**(3) 退避の指示**

市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、退避の指示を行うものとする。

この場合、一義的には、地域の実情に精通し、住民に最も身近な存在として、目の前の危険から住民の生命、身体及び財産を保護する主たる役割を担っている市町村長が県知事に先だって避難を指示すべきものとされている。

また、その基本的な考え方や具体的な措置は、知事が行う退避の指示に準じることとし、具体的には各市町村の国民保護計画において定めるものとする。

**(4) 市町村長による警戒区域の設定等**

市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行うものとする。

この場合も、退避の指示と同様の趣旨から一義的には市町村長が県知事に先立って措置すべきものとされている。

また、その基本的な考え方や具体的な措置は、知事が行う警戒区域の設定に準じることとし、具体的には各市町村の国民保護計画において定めるものとする。

**(5) 応急公用負担等**

市町村長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずるものとし、その具体的な取扱については、市町村国民保護計画において定めるものとする。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で国民保護措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

**(6) 災害の防御に関する措置**

市町村長若しくは消防長又は水防管理者は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると県知事が認め、指示がなされた場合は、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずるものとする。

また、市町村長は、消防庁長官が、人命の救助等のために特に緊急を要し、知事の指示を待ついとまがないと認め、消防に関する指示をした場合は、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置を講ずるものとする。

**(7) 消防の応援**

市町村長は、他の都道府県の消防の応援等について、消防庁長官の指示を受けた知事から指示がなされた場合、又は消防庁長官から直接指示を受けた場合は、当該市町村の消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずるものとする。

## 第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

### 1 武力攻撃原子力災害への対処

#### (1) 地域防災計画（原子力災害対策編）等に準じた措置の実施

県は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

#### (2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

- ① 知事は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力事業所から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、周辺市町村長及び指定地方公共機関に連絡する。
- ② 知事は、消防・警察機関等による連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会に通報し、その受信確認を行う。
- ③ 知事は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、その通知を受けた場合には、警報の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。
- ④ 知事は、国の対策本部長の指示に基づき、応急対策を行うとともに、必要に応じ、市町村長に対して、所要の応急対策を講ずべき旨の指示を行う。

#### (3) 住民の避難等の措置

- ① 知事は、国の対策本部長による警報の発令や避難措置の指示が行われた場合には、当該指示等の内容を踏まえて、住民に対し避難を指示する。  
この場合において、「屋内避難」や「移動による避難」の実施の時期や範囲については、国の対策本部における専門的な分析や判断を踏まえた避難措置の指示に基づいて、適切に行う。
- ② 知事は、原子力事業者からの通報内容等を勘案し、事態の状況により避難措置

の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、緊急通報を発令し、退避の指示などの応急措置を講ずる。

#### (4) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

- ① 県は、国の現地対策本部長が主導的に運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。
- ② 県は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、応急対策等について必要な調整を実施するとともに、現地に派遣された専門家等から必要な助言を受ける。

#### (5) 国への措置命令の要請等

知事は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、関係する指定行政機関の長に対して、必要な措置を講ずべきことを命令するよう要請する。

また、知事は、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者に対して安全確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。

#### (6) 安定ヨウ素剤の配布

県は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、住民に服用を指示するほか、事態の状況により、その判断に基づき服用すべき時機の指示その他の必要な措置を講ずる。

#### (7) 飲食物の摂取制限等

県は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置について、宮崎県地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により行うものとする。

#### (8) 要員の安全の確保

県は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

## 2 NBC攻撃による災害への対処

### (1) 基本的な考え方

県は、NBC兵器による武力攻撃災害が生じた場合は、状況に応じて、緊急通報や退避の指示、警戒区域の設定等の応急措置等を講ずるとともに、内閣総理大臣からの協力要請に応じて、汚染の拡大を防止するための措置を講じる。

## (2) 応急措置の実施

知事は、NBC攻撃が行われた場合（手段がNBCと特定されていない段階を含む。）においては、その現場における被害の状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、緊急通報を発令するとともに、退避の指示を行う。

また、NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

県警察は、職員の安全を確保するための措置を講じた上で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

## (3) 関係機関との連携

知事は、県対策本部において、市町村、消防機関及び県警察等から収集した情報を基に、被害の状況やその対処のために必要となる物的・人的資源等について整理し、国に対して迅速に必要な支援を要請する。

この場合において、県は、県対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、保健所を通じて、県衛生環境研究所、医療機関等と共有する。

## (4) 協力要請に基づく措置の実施

知事は、内閣総理大臣から汚染拡大防止のための協力要請があった場合は、対処基本方針及びそれに基づく各省庁の活動内容について、消防庁を通じて必要な情報の提供を受け、原因物質の特定、汚染の除去、被災者の救助など所要の措置を講ずる。

なお、当該措置を迅速に講ずる必要があると認めるときは、関係の市町村長、消防組合の管理者、警察本部長等に対し必要な協力を要請する。

## (5) 知事及び警察本部長の権限

① 知事又は警察本部長は、(4)による措置を講ずる場合において、特に必要があると認めるときは、次の措置を行う。

ア 汚染された（その疑いがある場合を含む。以下イからカにおいて同じ。）飲食物、衣類、寝具その他の占有者に対し、当該物件について、移動の制限若しくは禁止、又は廃棄を命ずる。

イ 汚染された生活用水の管理者に対し、その使用若しくは給水の制限又は禁止を命ずる。

ウ 汚染された死体の移動を制限し、又は禁止する。

エ 汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件を廃棄する。

オ 汚染された建物への立入を制限若しくは禁止し、又は当該建物を封鎖する。

カ 汚染された場所の交通を制限し、又は遮断する。

② 知事又は警察本部長は、①のアからエの権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に同事項を当該措置の名あて人に通知する。

- ・ 当該措置を講ずる旨
- ・ 当該措置を講ずる理由
- ・ 当該措置の対象となる物件、生活用水又は死体
- ・ 当該措置を講ずる時期
- ・ 当該措置の内容

③ ①のオ又はカに掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

- ・ 当該措置を講ずる旨
- ・ 当該措置を講ずる理由
- ・ 当該措置を講ずる時期
- ・ 当該措置の内容
- ・ 当該措置の対象となる建物又は場所

#### (6) 汚染原因に応じた対応に係る留意事項

県は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

なお、(4)の措置のほか、国と連携しつつ、汚染された物品の流通等による汚染又は感染を防ぐため、流通事業者、住民等に注意を呼びかけるものとする。

##### ① 核攻撃等の場合

県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

また、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、これに資する被災情報を速やかに報告するよう努める。

##### ② 生物剤による攻撃の場合

県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行わせる。

県は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定する。

これを踏まえて、保健所は、関係機関と連携して消毒等の措置を行うとともに、県衛生環境研究所は、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を講じる。

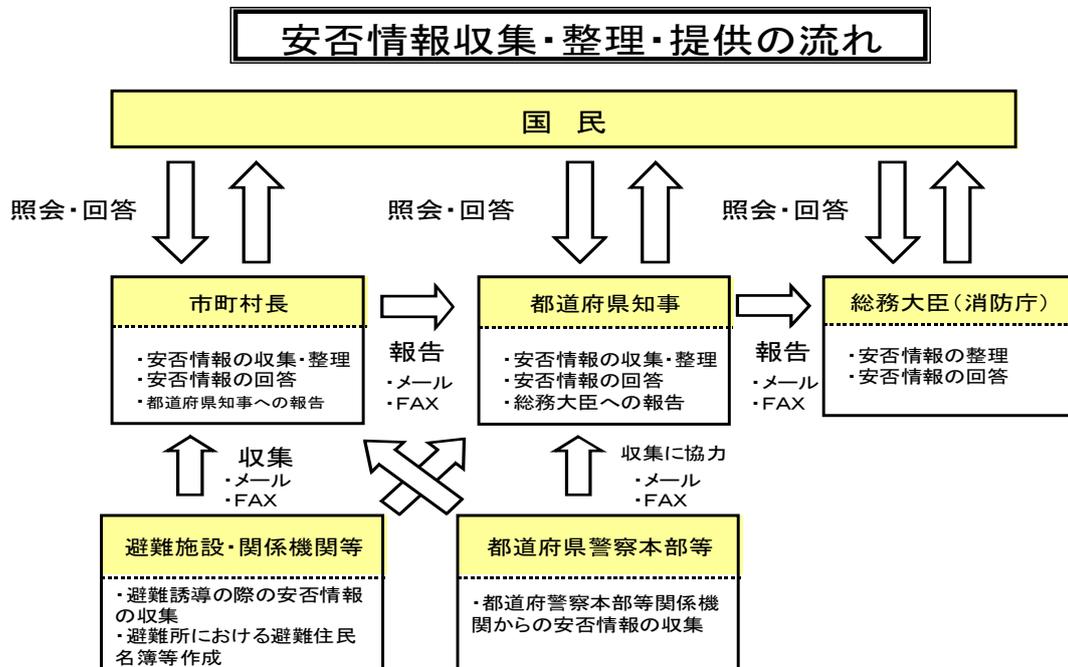
③ 化学剤による攻撃の場合

県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。

## 第7章 安否情報の収集・提供

### 1 基本的な考え方

- (1) 武力攻撃事態等においては、多数の避難住民や死傷者が発生することも想定されることから、家族や親族等の不安をできるだけ解消するため、安否情報の収集・整理・提供に努めるものとする。
- (2) 安否情報の収集等に当たっては、個人情報の保護及び報道の自由に十分留意するとともに、他の国民保護措置の実施状況を勘案しつつ、その緊急性や必要性の度合いを踏まえて行うべきものであることに留意する。
- (3) 安否情報の収集、整理及び提供の流れは、概ね次のとおりとなる。



### 2 安否情報の収集・整理

#### (1) 安否情報の収集

知事は、市町村から報告を受けた安否情報を整理するほか、県が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより、自ら安否情報を収集、整理する。

この場合において、収集整理する項目は、次のとおりである。

## ① 避難住民又は負傷した住民の場合

- ア 氏名
- イ 出生の年月日
- ウ 男女の別
- エ 住所
- オ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
- カ アからオのほか、個人を識別するための情報（アからオのいずれかの情報が不明な場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- キ 居所
- ク 負傷又は疾病の状況
- ケ キ及びクのほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

## ② 死亡した住民の場合

- ア ①のアからカ
- イ 死亡の日時、場所及び状況
- ウ 死体の所在

**(2) 県警察からの通知**

県警察は、死体の見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、県対策本部に通知する。

**(3) 安否情報収集の協力要請**

県は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供に協力するよう要請する。

この場合において、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、また、当該機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

**(4) 安否情報の整理に係る留意事項**

県は、市町村から報告を受け、又は自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。

この場合において、重複している可能性がある情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

**3 総務大臣に対する報告**

県は、総務大臣への報告に当たっては、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システムを用いて行う。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、電話等で報告する。

## 4 安否情報の照会に対する回答

### (1) 安否情報の照会の受付

- ① 県は、県対策本部を設置した場合は、速やかに安否情報の相談窓口を開設し、電話及びファクシミリの番号、電子メールのメールアドレス等を住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として県対策本部に設置する相談窓口にて、所定の様式に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。  
ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、ファクシミリ、電子メールなどでの照会も受け付ける。

### (2) 安否情報の回答

- ① 県は、照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、身分証明書の提示等により当該照会をした者の本人確認を行うことなどにより、当該照会が不当な目的によるものではないと認めるときは、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 県は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をした者が必要としている情報の内容を踏まえ、それに対応する安否情報項目を所定の様式又は口頭等により回答する。
- ③ 県は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を記録しておく。
- ④ 安否情報は個人情報であることから、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

## 5 日本赤十字社に対する協力

県は、日本赤十字社県支部から要請があったときは、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

**6 市町村による安否情報の収集及び提供****(1) 市町村による安否情報の収集**

市町村は、避難住民等からの任意の情報収集や、医療機関、諸学校等安否情報を保有している関係機関に対する協力要請等、安否情報の収集に係る具体的方法をあらかじめ定めておくものとする。

**(2) 市町村による安否情報の報告及び照会に対する回答**

市町村から県に対する安否情報の報告は、県から総務大臣に対する報告の準じて、また、安否情報の照会の受付及びそれに対する回答は、県の準じて行うものとする。

## 第8章 被災情報の収集及び報告

### 1 被災情報の収集及び報告

(1) 県は、武力攻撃災害が発生した場合は、防災映像伝送システム等を活用し、発生の日時及び場所又は地域、災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集する。

特に、県警察は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を情報収集に当たらせるほか、ヘリコプターテレビ伝送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して、情報の収集を行う。

(2) 県は、被災情報の収集に当たっては、市町村に対し、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）に基づき報告を求める。

(3) 県は、自ら収集し、又は市町村及び指定地方公共機関から報告を受けた被災情報の第一報については、火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、ファクシミリ等により、直ちに消防庁に報告する。

また、県は、第一報を報告した後も、随時被災情報及び住民の避難に関する措置に係る情報の収集に努めるとともに、市町村に報告を求め、収集した情報を電子メール、ファクシミリ等により消防庁が指定する時間に報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、知事が必要と判断した場合には、直ちに消防庁に報告する。

(4) 県警察は、収集した情報を県対策本部、警察庁及び九州管区警察局長に速やかに連絡する。

### 2 県による被災情報の公表

県は、国の対策本部が行う被災情報の公表との調整を図りつつ、県内での被災状況に係る情報を、可能な限り迅速かつ詳細に市町村等の関係機関、報道機関等に対して提供するとともに、県のホームページに掲載することなどにより、県民等へ周知する。

### 3 市町村及び指定地方公共機関による被災情報の報告等

市町村は、火災・災害等即報要領に基づき被災情報の第一報を県に報告するものとし、その後は随時、県が消防庁に報告を行う方法に準じて、県に被災情報を報告するものとする。

指定地方公共機関は、その管理する施設・設備や業務として行う国民保護措置に関する被災情報の収集に努めるとともに、各機関が保有する情報通信手段により、当該被災情報を県に速やかに報告するものとする。

## 第9章 保健衛生の確保その他の措置

### 1 保健衛生の確保

県は、避難所等の保健衛生の確保を図るため、避難住民等の状況等を把握し、その状況に応じて、県地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 保健衛生対策

県は、避難先地域に対して、医師等保健医療関係者からなる巡回保健班を派遣し、健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

#### (2) 防疫対策

県は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

#### (3) 食品衛生確保対策

県は、避難先地域における食中毒等を防止するため、食品衛生関係団体と連携して、食品衛生班等を編成し、飲料水、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

#### (4) 栄養指導対策

県は、避難先地域の住民の健康維持のために、栄養士等からなる栄養指導班を編成し、関係団体と連携して栄養管理、栄養相談及び指導を行う。

### 2 家畜防疫対策

県は、畜舎の倒壊、半壊、流失、浸水等の状況及び家畜の死亡状況等の早期把握に努め、県農業共済組合、県獣医師会及び関係市町村との被害情報の共有を図る。

さらに、必要に応じて、県農業共済組合、県獣医師会等の協力を得て、家畜衛生班を編成し、巡回による調査、検査、消毒、診療等の必要な対策を実施する。

### 3 廃棄物の処理

#### (1) 産業廃棄物処理の特例

- ① 県は、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく産業廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。この場合において、環境省と連携するとともに、関係市町村に対し情報提供を行う。
- ② 県は、①により産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない産業廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて産業廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

#### (2) 廃棄物処理対策

県は、県地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

- ① 県は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、市町村からの要請に基づき、各市町村及び関係団体に広域的な応援を要請し、必要な支援活動の調整を行う。
- ② 県は、被害状況から判断して区域内での広域的な応援による処理が困難と見込まれる場合は、国の協力を得つつ、被災していない他の都道府県に対し、応援要請する。

### 4 市町村による廃棄物の処理

#### (1) 実施責任者

市町村長は、被災地におけるごみ及びし尿の収集、運搬、処分等の廃棄物処理を実施する。この場合において、当該市町村のみでは処理できない場合は、県及び他の市町村の応援を得て実施する。

#### (2) 処理体制

市町村長は、ごみの発生状況と収集運搬体制や処理施設の稼働状況等の処理能力を総合的に判断して、適切な処理体制をとるよう努めるものとする。

なお、環境大臣が、生活環境の悪化を防止することが特に必要と認めて指定した特例地域においては、市町村長は、許可を受けていない者に特例基準により処理をさせることができる。

## 5 文化財の保護

### (1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

- ① 県教育委員会は、県内の重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の手續に準じて、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。
- ② 文化庁長官の命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、県教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。

### (2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行

県教育委員会は、文化庁長官から、国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。

この場合において、県教育委員会は、その職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定めることとし、責任者は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重するものとする。

## 第10章 国民生活の安定に関する措置

### 第1 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持

#### 1 基本的な考え方

武力攻撃災害が発生すると、一瞬にして社会生活基盤が崩壊し、被災地や住民等の避難先、その周辺等において、災害直後から様々な犯罪、事故等が発生することが予想される。

このため、県及び県警察は、関係機関等との緊密な連携のもとに、被災情報の収集、分析を行い、被災地域等における秩序の維持を図るよう努めるものとする。

また、被災地等での犯罪、交通、行方不明者等に関する様々な情報を関係機関等と共有し、地域一体となった活動を推進するものとする。

#### 2 県民への広報・伝達

県は、県警察、市町村等の情報等に基づき、武力攻撃等に伴う混乱が生じ、又は混乱が生ずるおそれがあると認めるときは、県のホームページに関連情報を掲載するとともに、関係機関の協力を得て、県民のとるべき措置について呼びかけを行うものとする。

## 第2 生活関連物資等の価格安定

### 1 基本的な考え方

武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することが想定されるため、県は、国と連携しつつ、物価の安定を図り、生活関連物資等の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するものとする。

※ 生活関連物資等：食料、被服、日用品、燃料、生産資材その他の国民生活との関連性が高い又は国民経済上重要な物資又は役務

### 2 物価の実態把握及び情報提供

- (1) 県職員の中から任命した物価調査員による価格調査を行うとともに、県消費生活センターに相談窓口を設置し、物価の実態把握に努めるものとする。
- (2) ホームページやファクシミリ、消費生活情報誌等により、消費者への情報提供に努める。
- (3) 内閣府の物価情報ネットワーク等を活用しつつ、国や関係機関との情報共有や県民への情報提供に努める

### 3 事業者への要請等

県は、必要に応じ、関係事業者団体等に対して、物資等の供給・流通の確保や便乗値上げの防止の要請等を実施する。

### 4 関係法令の発動

#### (1) 条例による対応

県は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和54年宮崎県条例第8号）に基づき、特別の調査を要する生活関連物資の指定を行い、価格上昇の原因、需給の状況等を調査する。

また、円滑な流通を妨げ、又は適正な利得を著しく超えることとなる価格で供給を行っている事業者に対し、必要に応じて、指定物資の売渡しその他の指導又は勧告を行うものとする。

**(2) 法令の発動の要請**

県は、国に対し、次に掲げる法令の発動を要請するとともに、当該法令に基づく知事の権限に属する措置を適切に実施するものとする。

- ① 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）
- ② 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）
- ③ 物価統制令（昭和21年勅令第118号）
- ④ 石油需給適正化法（昭和48年法律第122号）
- ⑤ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）

### 第3 避難住民等の生活安定等

#### 1 総合相談窓口の設置

県は、避難住民等の生活の安定等を図るため、総合相談窓口を設置し、関係機関等とも連携しながら、各種支援措置の情報提供等を行うものとする。

また、被災の状況等を勘案し、市町村とも協議しながら、必要に応じ、地方における相談窓口を設置するものとする。

#### 2 被災児童等に対する教育

県は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助、また避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

#### 3 公的徴収金の減免等

県は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、県税に関する申告、申請及び請求等の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長並びに県税(延滞金を含む。)の徴収猶予及び減免の措置を被災の状況に応じて実施するとともに、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等の措置について市町村と調整を行うものとする。

#### 4 就労状況の把握と雇用の確保

県は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

#### 5 生活再建資金の融資等

県は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討する。

## 第4 生活基盤等の確保

### 1 県の管理する生活基盤等の確保

県は、武力攻撃災害が発生した場合において、県民生活の安定を確保するため、次のとおり、県の管理する生活基盤等の機能の確保を図るものとする。

- (1) その管理する河川、道路及び港湾の機能を維持するために必要な措置を講ずる。
- (2) 県立病院における医療を確保するために必要な措置を講ずる。
- (3) 工業用水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

### 2 指定地方公共機関による生活基盤等の確保

指定地方公共機関は、武力攻撃災害が発生した場合において、県民生活の安定を確保するため、国民保護業務計画に定めるところにより、次のとおり、その管理する生活基盤等の機能の確保を図るものとする。

- (1) 宮崎瓦斯株式会社及び一般社団法人宮崎県LPガス協会は、ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- (2) 日豊汽船株式会社、宮崎交通株式会社、一般社団法人宮崎県バス協会及び一般社団法人宮崎県トラック協会は、旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置を講ずる。
- (3) 公益社団法人宮崎県医師会、一般社団法人宮崎県歯科医師会、一般社団法人宮崎県薬剤師会及び公益社団法人宮崎県看護協会は、医療、歯科医療、薬剤及び看護を確保するために必要な措置を講ずる。
- (4) 宮崎県道路公社は、一ツ葉有料道路の交通を確保するために必要な措置を講ずる。

## 第11章 交通規制

### 1 基本的な考え方

県警察及び道路管理者である県は、武力攻撃事態等において、道路交通の安全を確保するとともに、住民の避難、緊急物資の運送その他の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、必要な交通規制を行うものとする。

交通規制を行った場合は、県対策本部に交通規制情報を集約し、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

### 2 交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

道路管理者である県は、武力攻撃災害が発生した場合は、所管道路の巡回点検を行い、被災状況等を把握する。

### 3 交通規制の実施

#### (1) 道路管理者による規制

道路管理者である県は、武力攻撃等に伴う道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認める場合は、道路法（昭和27年法律第180号）第46条の規定により、道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。

#### (2) 県公安委員会による規制

① 県公安委員会は、武力攻撃事態等において、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定により、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をするものとする。

② 県公安委員会は、武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ迅速に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たるものとする。

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。

また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行うものとする。

なお、交通規制は、国の対策本部長により道路の利用指針が定められた場合は、その利用指針を踏まえ、適切に行うものとする。

#### **4 緊急通行車両の確認**

緊急通行車両については、消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や応急対策の状況に応じ、知事又は県公安委員会が確認を行う。

#### **5 交通規制等の周知徹底**

県警察及び道路管理者である県は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

#### **6 緊急交通路確保のための権限等**

##### **(1) 交通管制施設の活用**

県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用する。

##### **(2) 放置車両の撤去等**

県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

##### **(3) 運転者等に対する措置命令**

県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

##### **(4) 障害物の除去**

県警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

#### **7 関係機関等との連携**

県警察は、交通規制に当たっては、道路管理者その他の関係機関との密接な連携を確保する。

## 第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

### 1 赤十字標章等の交付及び管理

- (1) 知事は、国の定める「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、交付要綱を作成した上で、次に掲げる医療機関等に対し、赤十字標章等、特殊信号又は身分証明書を交付し、又は使用させる。
- ① 避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者
  - ② 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関又は医療関係者
  - ③ ①及び②に掲げる者の委託により医療に係る業務（搜索、収容、輸送等）を行うもの
- (2) 知事は、次に掲げる医療機関等から赤十字標章等の使用に係る許可申請を受けた場合は、交付要綱に基づき、赤十字標章等、特殊信号又は身分証明書の使用を許可する。
- ① 医療機関である指定地方公共機関
  - ② 県内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

### 2 特殊標章等の交付及び管理

- (1) 知事又は警察本部長は、国が定める「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、交付要綱を作成した上で、それぞれ次に掲げる職員等に対し、特殊標章等を交付し、又は使用させる。
- ① 知事
    - ア 国民保護措置に係る職務を行う県職員
    - イ 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
    - ウ 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
  - ② 警察本部長
    - ア 国民保護措置に係る職務を行う県警察の職員
    - イ 警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
    - ウ 警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (2) 知事は、指定地方公共機関から特殊標章等の使用に係る許可申請を受けた場合は、交付要綱に基づき、特殊標章等の使用を許可する。

### 3 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

県は、国、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、武力攻撃事態等における赤十字標章等及び特殊標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努めるものとする。

【赤十字標章等及び特殊標章等の意義】

1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される「赤十字標章等」及び「国際的な特殊標章等」は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所又は車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って、敵国の攻撃から保護されることとされている。

1 赤十字標章等

① 標章

第一追加議定書第8条（1）に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。）

② 信号

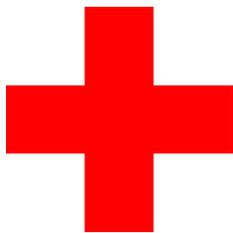
第一追加議定書第8条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報）

③ 身分証明書

第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）

④ 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等



（白地に赤十字）

表面	裏面		
 （この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白） 	身長/Height	眼の色/Eyes	髪の色/Hair
<b>身分証明書</b> IDENTITY CARD 常時の 医療関係者用 自衛隊の衛生要員等以外の 臨時の PERMANENT for civilian medical personnel TEMPORARY	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type		
氏名/Name _____ 生年月日/Date of birth _____ この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____ 交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____ 有効期間の満了日/Date of expiry _____	所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
	印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

（第一追加議定書付属書Iに規定する身分証明書のひな型）

※ 赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も1980年以降使用していない。また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものである。

## 2 特殊標章等

### ① 特殊標章

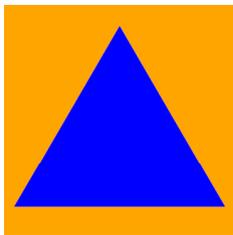
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

### ② 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）

### ③ 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等



（オレンジ色地  
青の正三角形）

表面

	（この証明書を交付等 する許可権者の名を 記載するための余白）	
<b>身 分 証 明 書</b> IDENTITY CARD  国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日の ジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際 的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって 保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capa city as _____		
交付等の年月日/Date of issue _____		
証明書番号/No. of card _____		
許可権者の署名/Signature of issuing authority _____		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes. _____	頭髪の色/Hair. _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

（第一追加議定書付属書Iに規定する  
文民保護の要員の身分証明書のひな型）

